

- 本資料は独立行政法人の令和3事業年度の事業報告書の分析結果を取りまとめたものである。令和3事業年度は「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(平成30年9月3日)」適用3年目であり、同ガイドラインに示された考え方が一定程度浸透したものと考えられることから、事業報告書の分析によりその作成状況を紐解くことで、今後の各法人における事業報告書の更なる充実に資することを目的とするものである。
- 「独立行政法人の事業報告書に係る「標準的な様式」(平成30年12月27日)」では、最低限記載すべき事項として16の記載事項が定められていることから、本資料では各法人の事業報告書について、この16の記載事項ごとに記載内容・記載量の分析をしている。
- 本資料は、各独立行政法人の事業報告書に対する正否を示すものではなく、独立行政法人の実務を拘束するものでもない。また、単純な記載量の増加を促すものでもない。

【凡例】

- 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) … 通則法
- 独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針(平成29年9月1日)
… 基本的な指針
- 独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(平成30年9月3日)
… ガイドライン
- 独立行政法人の事業報告書に係る「標準的な様式」について(平成30年12月27日)
… 標準的な様式

【分析の前提】

- 全体のページ数は、表紙、目次を除き、参考資料を含むページ数とする。
- 記載事項別のページ数は0.1ページ単位で集計し、余白は集計対象に含めないものとする。
- 記載事項別のページ数集計においては、「標準的な様式」と異なる記載事項名を使用している場合であっても、記載内容が「標準的な様式」が要求する記載事項に沿ったものである場合には、当該記載事項に該当するものとして集計の対象とする。
- 令和3年度末の常勤職員数を基準に300人未満の法人を「小規模法人」、300人以上の法人を「大規模法人」と分類する。

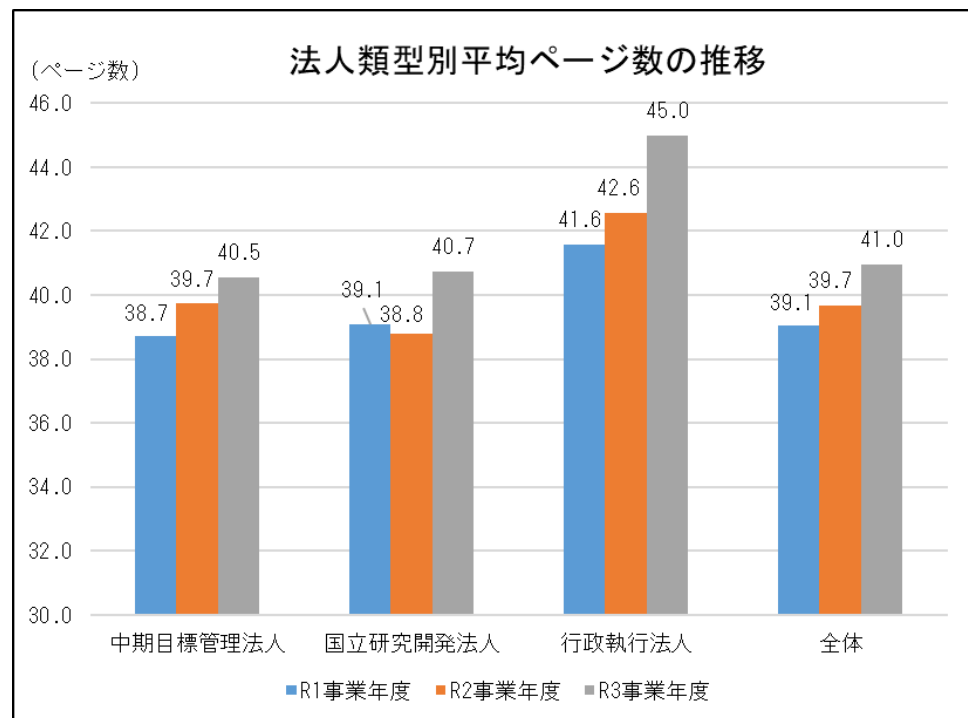
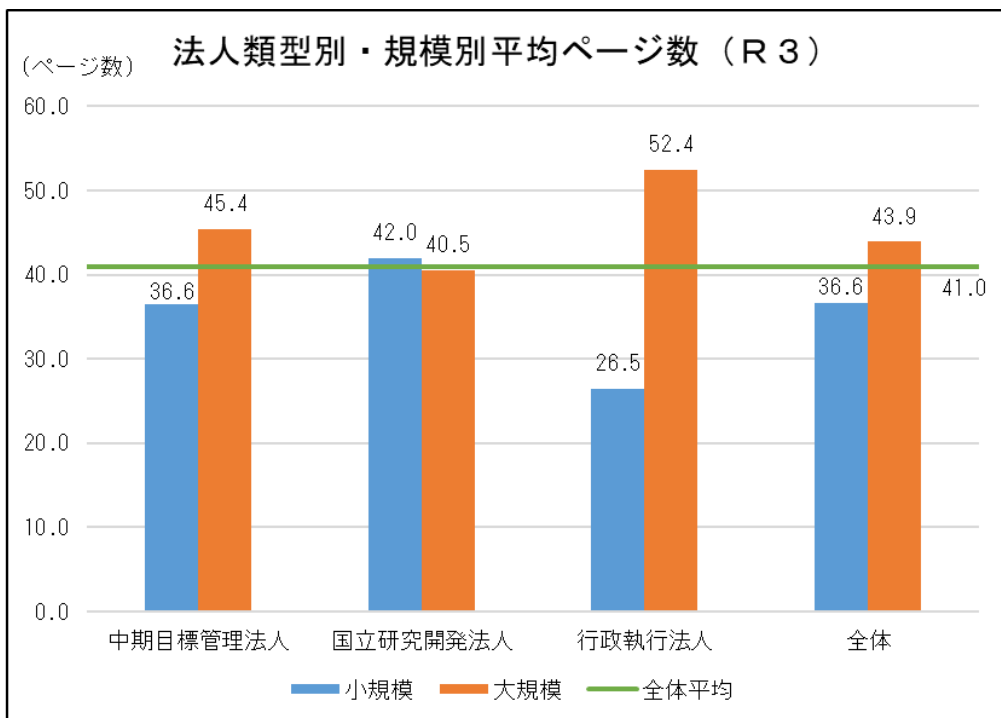
【「標準的な様式」が定める事業報告書の記載事項】

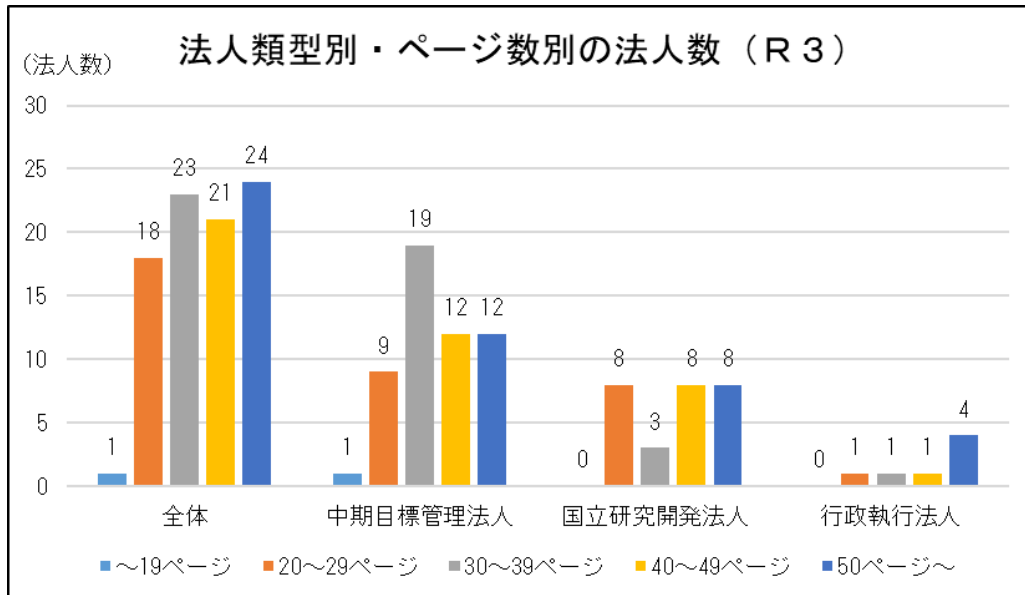
1. 法人の長によるメッセージ
2. 法人の目的、業務内容
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)
4. 中期目標
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等
6. 中期計画及び年度計画
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策
9. 業績の適正な評価の前提情報
10. 業務の成果と使用した資源との対比
11. 予算と決算との対比
12. 財務諸表
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報
14. 内部統制の運用に関する情報
15. 法人の基本情報
16. 参考情報

目 次

・	全体の状況（分量）	1
・	全体の状況（構成）	3
・	「1. 法人の長によるメッセージ」	5
・	「2. 法人の目的、業務内容」	7
・	「3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」	8
・	「4. 中期目標」	10
・	「5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等」	12
・	「6. 中期計画及び年度計画」	14
・	「7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」	16
・	「8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策」	19
・	「9. 業績の適正な評価の前提情報」	21
・	「10. 業務の成果と使用した資源との対比」	23
・	「11. 予算と決算との対比」	24
・	「12. 財務諸表」	25
・	「13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報」	26
・	「14. 内部統制の運用に関する情報」	28
・	「15. 法人の基本情報」「16. 参考情報」	30
・	その他参考事例（ストーリー性）	31
・	その他参考事例（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）	33

- 事業報告書全体の平均ページ数は41.0ページとなっている。常勤職員数300人以上の法人(以下:大規模法人)の平均ページ数は43.9ページ、300人未満の法人(以下:小規模法人)の平均ページ数は36.6ページで大規模法人の平均ページ数が多い。特に行政執行法人では平均ページ数に約2倍の差が生じており、その傾向が顕著である。一方で、国立研究開発法人では、僅かながら小規模法人の方が平均ページ数が多くなっている。
- 法人類型別の平均ページ数は各類型とも増加傾向にあり、情報量の充実が図られている。



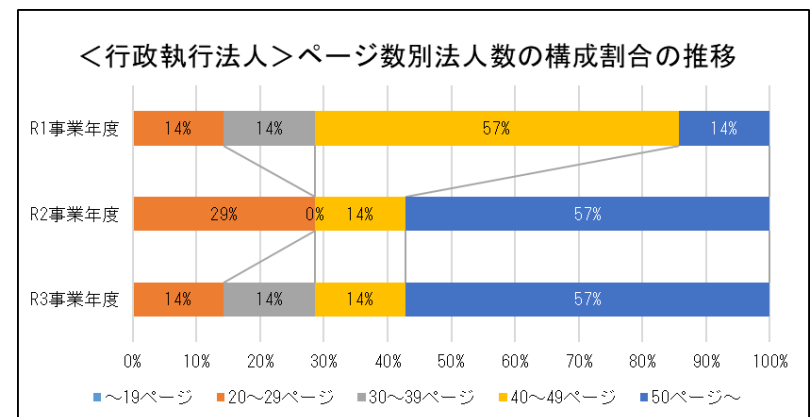
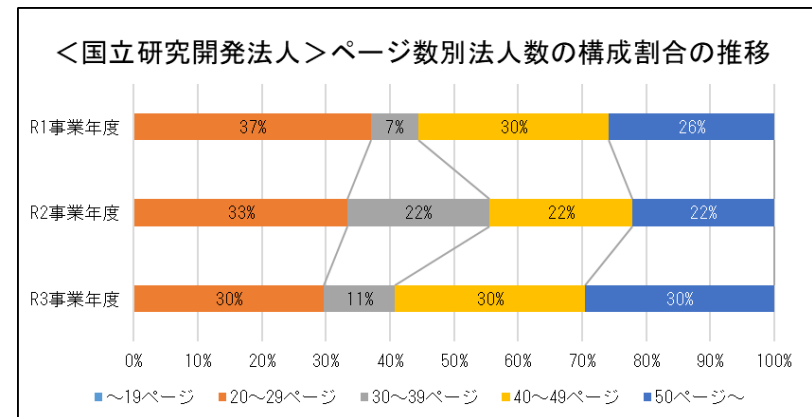
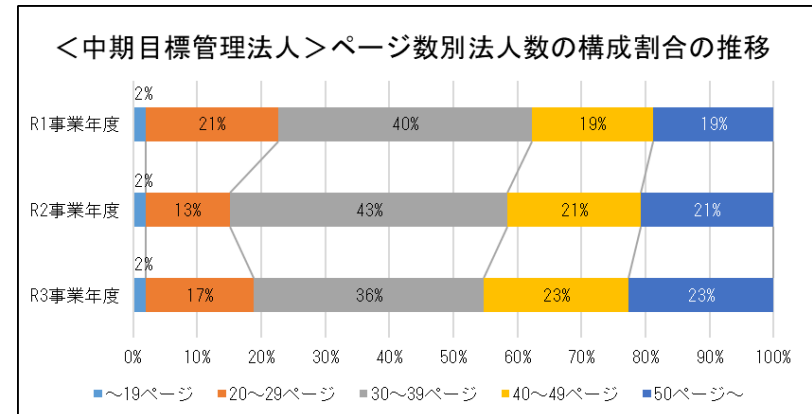


○ページ数は、全体では30ページ台、50ページ台の法人数が多く、法人分類別では、中期目標管理法人で30ページ台の法人が、行政執行法人では50ページ以上の法人が多い。19ページ以下の法人は1法人のみであり、全12ページと極めて少ないページ数であるが、別途、業務概況書を作成しており多くの記載事項を業務概況書等から参照している。

○中期目標管理法人は40ページ以上の法人の割合が増加している。

○国立研究開発法人は3類型の中で最も29ページ以下の法人の割合が高いが、その割合は年々減少している。

○行政執行法人では、令和2事業年度以降50ページ以上の法人割合が増加し、半数以上の法人が50ページ以上の記載となっている。



ガイドライン(抜粋)

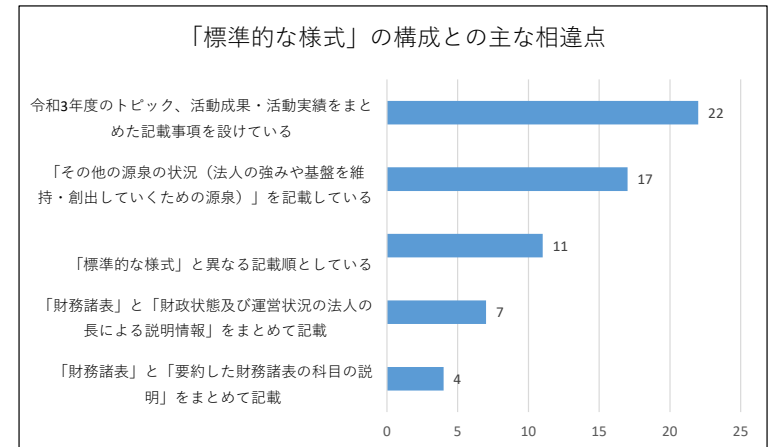
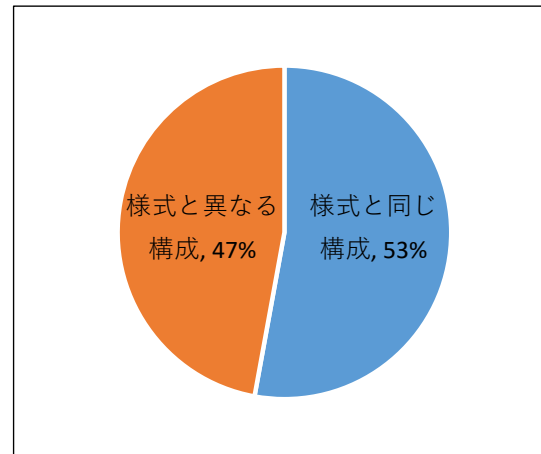
5.6 独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報は、基本的に相互関連性を有することから、独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報について、標準的な様式で示される情報の配置等の考え方に限定するのではなく、むしろ柔軟な取扱いによることが有用である。

「標準的な様式」(抜粋)

独立行政法人は、以下のような事業報告書に関連する独立行政法人の主な特性に基づき、独立行政法人の実態を踏まえて提供すべき情報を判断し、必要に応じて「標準的な様式」及び「標準的な様式(3類型)」を修正することができる。

- ・ 事務・事業の特性を踏まえた独立行政法人の分類
- ・ 財源構造の違いを踏まえた独立行政法人の分類
- ・ 独立行政法人における利益処分の仕組み及び区分経理の取扱い

1. 記載内容の分析



○「標準的な様式」と異なる構成で事業報告書を作成している法人の割合は47%となっており、約半数の法人で何らかの修正を加えている。

○主な修正内容は次のとおり。

・令和3年度のトピックや活動成果・活動実績をまとめた記載事項を設けている法人が22法人、「その他の源泉の状況」を記載している法人が17法人と多くなっている。なお、「その他の源泉の状況」は、「実態を踏まえた例示」で例示されている記載事項である。

・「財務諸表」と「財政状態及び運営状況」や「科目の説明情報」をまとめ、財務に関連する情報をまとめて記載している事例も複数見られた。

○その他の事例としては、以下のような事例があり、関連する記載事項をまとめて記載する事例が見られる。

・「法人の長のメッセージ」と「法人の長の理念や運営上の方針・戦略等」をまとめて記載している事例

・「中期目標」、「中期計画及び年度計画」をまとめて記載している事例

・「業務運営上の課題・リスク及びその対応策」と「ガバナンスの状況」をまとめて記載している事例

・「法人の目的、業務内容」と「法人の基本情報」をまとめて記載している事例 等

2. 記載ページ数の分析

事業報告書の記載事項別ページ数(注) 単位: ページ

	平均	最大	最小	標準偏差
1. 法人の長によるメッセージ	1.9	14.6	0.1	2.2
2. 法人の目的、業務内容	0.8	5.0	0.3	0.5
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)	1.0	4.0	0.1	0.6
4. 中期目標	1.2	2.5	0.3	0.5
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	1.1	5.0	0.1	0.8
6. 中期計画及び年度計画	3.6	14.0	0.1	2.7
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	4.8	13.0	1.6	2.3
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	1.5	5.0	0.3	1.0
9. 業績の適正な評価の前提情報	3.2	19.5	0.1	3.6
10. 業務の成果と使用した資源との対比	2.5	34.0	0.2	3.9
11. 予算と決算との対比	0.8	2.1	0.3	0.3
12. 財務諸表	2.4	7.0	1.3	0.7
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	1.6	6.4	0.4	1.1
14. 内部統制の運用に関する情報	1.2	3.1	0.1	0.7
15. 法人の基本情報	4.5	11.4	2.0	1.7
16. 参考情報	3.4	16.3	1.4	1.9

(注)「標準的な様式」と大きく異なる構成とした2法人については記載事項別の集計が困難であるため、集計対象に含めていない。以降の記載ページ数の分析においても同様である。

法人ごとの記載ページ数に差のある記載事項

○10.業務の成果と使用した資源との対比

・評価に至った根拠として各事業の業務実績等を詳細にするなどした一部の法人で平均ページ数を大幅に上回っている。

○9.業務の適正な評価の前提情報

・幅広い事業について事業概要を説明している法人でページ数が多くっており、事業概要説明が主要な事業のみの法人でページ数が少なくなっている。

○6.中期計画及び年度計画

・法人ごとに中期計画・年度計画自体に項目数の差があることに加え、概要説明の程度にも差が生じており、ページ数に差が大きい記載事項となっている。

法人ごとの記載ページ数に差のない記載事項

○11.予算と決算の対比

・各法人ともに決算報告書の概要を記載しているのみであり、記載ページ数、記載内容ともに法人ごとの差は小さい記載事項である。

○2.法人の目的、業務内容

・各法人ともに個別法の内容を抜粋しており、記載ページ数、記載内容ともに法人ごとの差は生じていない記載事項である。

○3.政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

・国の政策体系との関係を説明するにあたり、文章で説明するか、政策体系図を用いた図で説明するかの形式的な差はあるものの、内容に大きな相違は生じていない。

ガイドライン(抜粋)

BC4.10 本ガイドラインでは、「基本的な指針」の整理を踏まえると、法人の長の理念等に関する、より具体的な項目は、**法人の長による説明という観点に重点を置くべき**と考えた。

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

- ・当事業年度の事業概要、法人を巡る運営環境、重要な業務運営上の出来事等を説明する。

1. 記載内容の分析

○法人や業務の概要、法人を取り巻く環境や課題、活動実績や成果を記載している法人の割合が高い。この他、独自のビジョンや改革プラン、法人の強み、重点項目などを記載している法人が見られる。

記載内容	中期目標管理法	国立研究開発法人	行政執行法人	全体
法人や業務の概要	41/53 (77%)	23/27 (85%)	5/7 (71%)	69/87 (79%)
法人を取り巻く環境・課題	44/53 (83%)	11/27 (41%)	4/7 (57%)	59/87 (68%)
活動実績・成果・取組	32/53 (60%)	16/27 (59%)	5/7 (71%)	53/87 (61%)
令和4年度以降の取組	13/53 (25%)	4/27 (15%)	2/7 (29%)	19/87 (22%)
組織運営上の取組	17/53 (32%)	11/27 (41%)	4/7 (57%)	32/87 (37%)

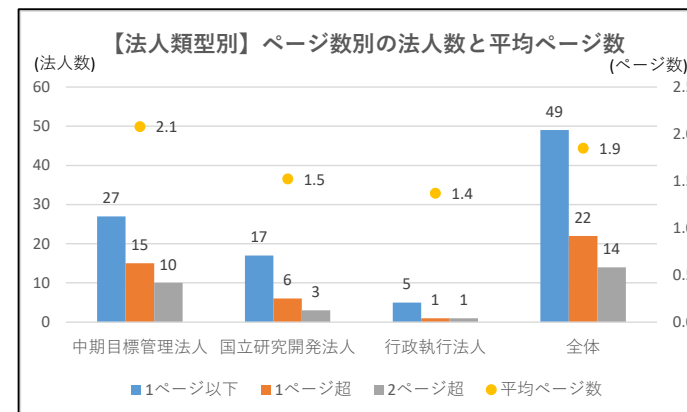
○記載している事柄としては、コロナへの対応(37法人)、ガバナンス・内部統制(18法人)、DX化、ICT化(18法人)に言及している法人が多くなっている。また、SDGs・ESG(14法人)、業務効率化・成果最大化(12法人)、働き方改革(8法人)などの記載も見られた。

2. 記載ページ数の分析

○平均ページ数は1.9ページ。法人類型別では、行政執行法人の平均ページ数が少ない。

○半数以上の49法人が1ページ未満の記載量。2ページを超える法人も14法人ある。

○最大14.6ページ、最小0.1ページ。活動実績・成果を詳細に記載した結果、10ページを超える記載量の法人が2法人ある。



活動実績の総括や将来の計画について記載した事例

令和3年度を振り返って

令和3年度は、新型株の影響もありコロナ禍が継続し、感染拡大防止と経済活動の両立という難しい舵取りが続いた一年でした。改めて、新型コロナウイルスによりお亡くなりなれた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、様々な困難に遭われた皆様によりお見舞い申し上げます。

こうした中でも、URのエssenシャルワーカー、関係法人や業務受託者を含めた第一線にいる皆様の頑張りにより、感染拡大防止と業務継続の両立を続けることができました。この場を借りて改めて感謝を申し上げ、敬意を表したいと思います。また、対面コミュニケーションが重要なお客様との業務や、さらに組織の中核を担う皆様と連携しながら大

各方面から高い評価をいただきました。

また、この経験、記憶は継承されるべきと考え、発災直後から現在まで、津波被災地域で培った経験や教訓、復興CM方式等の様々な工夫などを整理し、事業記録をとりまとめました。広く一般の方々への周知、研究者・専門家へのデータ提供、組織内の経験伝承に役立て、将来の災害に備えていきたいと思っています。

昨年は、賃貸住宅事業で、居住者の皆様の現状やニーズを把握するために進めている5年に1度の定期調査の結果を公表しました。「現在の住宅に住み続けたい」、「住み替えに際しては賃貸住宅を希望する」という世帯の割合が前年

第4期中期計画の折り返しと次期の経営戦略・事業展開の検討

令和4年度、第4期中期計画は4年目となりました。中期計画の目標達成に向け、引き続き各事業を着実に進めるとともに、今後の社会環境の変化や政策課題を想定しながら、次期中期計画を視野に入れ、次の経営戦略・事業展開を具体的に検討していく時期になったと考えています。各事業についてお話しします。

都市再生は、事業の特性上、その組成から完了まで時間がかかります。マネジメント上は、既に着手している事業についてその執行管理を徹底することと同時に、長期的な目線を持って次の事業組成に注力することが重要と考えています。今動いているものと今後動かしていくもの、全体のバランスをうまく取れるよう、限られた経営資源を最適かつ計画的に配分し、有効活用していきたいと思っています。

また、事業を組み立てる際は、都市機能の強化により、地域の課題をどう解決していくのかという視点が重要です。そのため、地方公共団体や地域の関係者の皆様と良好なパートナーシップを築き、関係者との調整の中で、各々が抱える課題を同時に解決する方策を検討していきたいと考えています。

例えば、広島市の基町相生通地区では、官民連携のリーディングプロジェクトとして、市街地再開発事業を進めて

いますが、地域経済のための高規格オフィスやホテルの整備、駐輪場や変電所といった都市インフラの更新、原爆ドーム周辺の景観の課題改善、公共空間を活用した賑わいと交流機能の強化など、このまちづくりにより様々な課題の同時解決を図っています。

大都市圏では、引き続き新橋・虎ノ門エリアや大阪のうめきたエリアなどで、民間事業者や地方公共団体とともに、都市の国際競争力の強化等に向けて大型プロジェクトを着実に推進していきます。また、日本橋横山町エリアでは、今ある建物の利活用や地域のまちづくりを担う人材の発掘、誘致など、中央区や地元まちづくり会社と連携し、地域資源を活かしながら段階的にエリアを改善していくまちづくりを試みていきます。

東日本大震災からの復興支援は、津波被災地域での受託事業は全て完了しましたが、整備した土地を如何に復興に役立てるかという観点から、引き続き土地利用推進の業務に関わるようになりました。

一方、福島県の原子力災害被災地域では、これまで地元の3町(大熊町、双葉町、浪江町)と関係を構築しながら、ほとんど全ての面整備事業をURが行ってまいりましたが、福島の課題には、単にハード整備だけでなく、企業誘致や人が

(都市再生機構)

当事業年度と当中期計画期間の活動内容・成果について総括を記載している事例

2021年度の振り返り

2021年度は、第3期中長期目標期間の最終年度に当たり、施設の保安や安全管理など安全を最優先に、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立を念頭にしつつ、前年度来の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を踏まえ、テレワークなどの新しい働き方を継続して取り入れながら業務を進めました。

東京電力福島第一原子力発電所(1F)事故の対応では、廃止措置などに向けた中長期ロードマップに従い、放射線測定システムを福島第一原子力発電所のサイト内での調査に適用し、放射線濃度の高い箇所を3次元マップで「見える化」する研究や、燃料デブリの分析に向けた準備などを行いました。

新型炉開発では、高温ガス炉である高温工学試験研究炉(HTR)の運転を再開したほか、高速炉開発で、米国エネルギー省の支援の下、日米企業との間で高速炉技術に関する覚書を締結し、カーボンニュートラル実現に向けた日米協力を進めました。

廃止措置の分野では、「もんじゅ」については、炉外燃料貯蔵庫から燃料池に燃料体146体を移送する

作業などを計画どおり完了し、ナトリウムの搬出準備作業を進めたほか、「ふげん」については、原子炉周辺設備の本格解体や使用済燃料の搬出準備作業を進めました。また、東海再処理施設の廃止措置計画を進めるとともに、地層処分技術に関する研究開発の分野では、瑞浪の地下施設の埋め戻し、幌延の深度500m延伸の地元確認などを行いました。

原子力科学研究所の分野では、JRR-3や大強度陽子加速器施設(J-PARC)をはじめとする施設や設備における中性子や放射光を用いた物性評価や材料開発などに関する研究などを進めました。

試験研究炉は、運転再開に向けた対応を進めています。さらに、原子力機構でしか持ち得ない大型施設や設備、一般機器を含めた利用促進を図るために、総合窓口をワンストップ化したオープンファシリティアラットフォームの運用を開始するとともに、原子力機構発のベンチャーを認定したほか、イノベーション活動を推進するための組織「JAEAイノベーションハブ」を設置するなど、イノベーション創出に向けた取組を進めました。

7年間の総括

2015年(平成27年)4月から新たに導入された国立研究開発法人制度の下、安全を最優先として、研究開発成果の最大化を図りつつ、第3期中長期計画に示された諸課題の達成に向けて取り組んできました。この間、2016年(平成28年)4月には、核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部が量子科学技術研究開発機構に移管され、高速増殖炉「もんじゅ」が、2016年(平成28年)12月の政府方針に基づき廃止措置に移行するなど、原子力機構を取り巻く情勢が大きく変化する中、安全の確保や効果的、効率的

なマネジメント体制の確立に向けた取組を進めました。また、「施設中長期計画」を策定し、施設の集約化・重点化、施設の安全確保、バックエンド対策を三位一体とした整合性のある総合的な計画を示しました。さらに、将来ビジョン「JAEA 2050+」を策定し、そこで掲げた他分野との協働・融合することで社会に貢献していく「新原子力」の実現に向けて「イノベーション創出戦略」を改定し、人材育成や研究開発成果の産業界への構築など、研究開発成果を社会実装するための取組の強化を進めました。

(日本原子力研究開発機構)

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

独立行政法人は〇〇は、・・・を目的としています。(〇〇法第〇条)

(2) 業務内容

当法人は、〇〇法第〇条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- i
- ii

1. 記載内容の分析

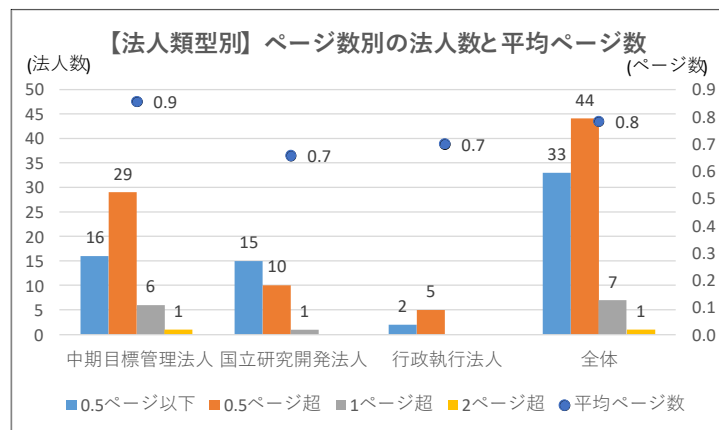
個別法に記載の目的、業務内容を記載しており、法人ごとの記載内容に大きな差異は見られない。

2. 記載ページ数の分析

○平均0.8ページ、最大5ページ、最小0.3ページ。

○半数以上の44法人が0.5ページ超1ページ以内の記載量。

○国立研究開発法人で0.5ページ以下の法人の割合が多い。



記載事例

2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

水産機構は、水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うほか、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことを目的としています。

あわせて、海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うことを目的としています。(国立研究開発法人水産研究・教育機構法第3条)

(2) 業務内容

水産機構は、国立研究開発法人水産研究・教育機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ① 水産に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。
- ② 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。
- ③ 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。
- ④ さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。
- ⑤ 水産に関する学理及び技術の教授を行うこと。
- ⑥ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第34条の6第1項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
- ⑦ 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと(⑨に掲げるものを除く。)
- ⑧ 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。
- ⑨ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。
- ⑩ ⑦及び⑧の業務に関し、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6第1項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
- ⑪ ①から⑩の業務に付帯する業務を行うこと。
- ⑫ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び取去を行うこと。

(水産研究・教育機構)

ガイドライン(抜粋)

BC4.9「基本的な指針」では、独立行政法人は、**主務大臣が示したミッション**及びそれを踏まえた目標に加えて、これらを法人の長がどのように達成していくか、法人の長の運営に関するビジョンも含めた理念等に関する情報を提供すべきであるとしている。

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

・ 国の政策を実現するための実施機関という独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、国の政策・施策・事務事業の体系（以下「政策体系」という。）の中で法人の業務がどのように位置付けられるか等を説明する。

例えば、中期目標の冒頭に記載されている「政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」といった法人全体を総括する章を参考に、国の政策体系において法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図等）を添付するなど、全体像を簡潔に説明する。

1. 記載内容の分析

○政策体系図を記載している法人は合計で88%と大半を占めており、66%の法人で文章による説明も加えている。

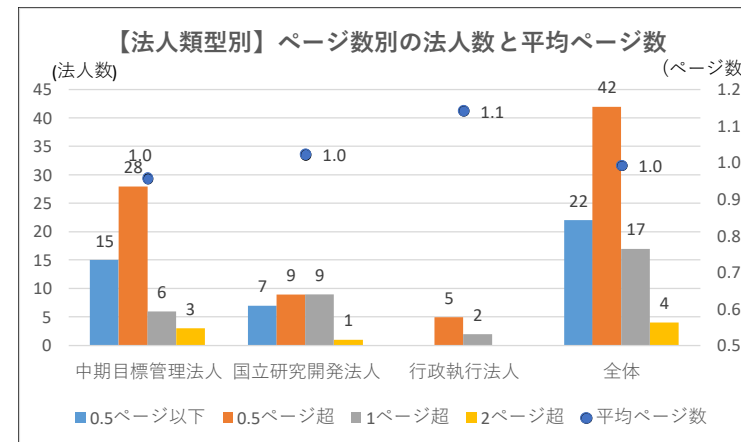
記載内容	中期目標管理法	国立研究開発法人	行政執行法人	全体
文章による説明のみ	7/53 (13%)	3/27 (11%)	0/7 (0%)	10/87 (11%)
政策体系図のみ	10/53 (19%)	8/27 (30%)	1/7 (14%)	19/87 (22%)
政策体系図と文章による説明	35/53 (66%)	16/27 (59%)	6/7 (86%)	57/87 (66%)
中期目標等のリンクのみ	1/53 (2%)	0/7 (0%)	0/7 (0%)	1/87 (1%)

2. 記載ページ数の分析

○平均ページ数は1.0ページ。

○最大ページ数は4.0ページ、最小ページ数は0.1ページ。

○0.5ページ以下が22法人、0.5ページ超1ページ以下が42法人と、大半の法人が1ページ未満の記載量である。



ガイドライン(抜粋)

1.19 事業報告書で提供される情報等は、一定の事業等のまとまりごとの目標も踏まえて整理する必要がある。

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

当法人は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名は、以下のとおりです。

i . . .
ii . . .

1. 記載内容の分析

○一定の事業等のまとまりごとの区分名を記載している法人は87%と、大半の法人が記載している。一方、一定の事業等のまとまりごとの目標概要を記載している法人は25%と少なく、特に中期目標管理法では19%に留まる。

○一定の事業等のまとまりとセグメントの関係を記載している法人は69%と多く、勘定との関係も21%の法人で記載されていた。

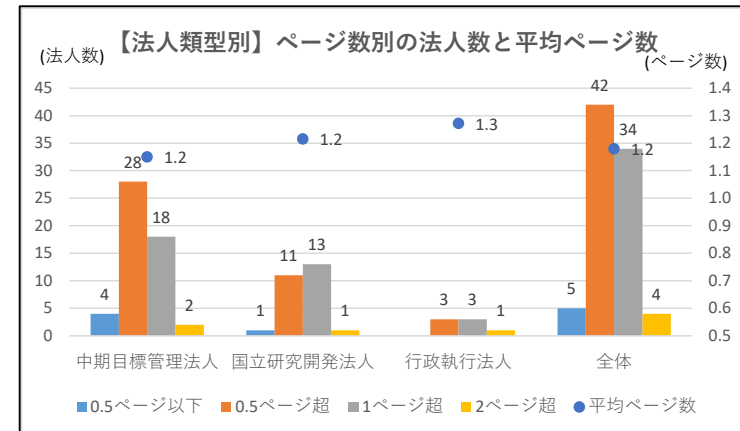
記載内容	中期目標管理法	国立研究開発法人	行政執行法人	全体
一定の事業等のまとまりごとの区分名	46/53 (87%)	23/27 (85%)	7/7 (100%)	76/87 (87%)
一定の事業等のまとまりごとの目標概要	10/53 (19%)	9/27 (33%)	3/7 (43%)	22/87 (25%)
一定の事業等のまとまりごとの業務概要	5/53 (9%)	6/27 (22%)	2/7 (29%)	13/87 (15%)
一定の事業等のまとまりとセグメントの関係	38/53 (72%)	19/27 (70%)	3/7 (43%)	60/87 (69%)
一定の事業等のまとまりと勘定の関係	17/53 (32%)	1/27 (4%)	0/7 (0%)	18/87 (21%)

2. 記載ページ数の分析

○平均ページ数は1.2ページ。

○最大ページ数は2.5ページ、最小ページ数は0.3ページ。

○全体の半数以上となる42法人が0.5ページ超1ページ以下の記載量となっている。



一定の事業等のまとまりごとの目標を記載している事例

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

・NIMS は、中長期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分と目標の概要は次のとおりです。

一定の事業等のまとまり (セグメント区分)	目標の概要
ア 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	機能性材料、エネルギー・環境材料、磁性・スピントロニクス材料、構造材料、ナノ材料、先端材料解析技術、情報統合型物質・材料研究の7つの重点研究開発領域を設定し、前4領域では、主として経済・社会的課題に対応するための材料開発を、他3領域では、主として革新的な研究開発手法や先端的な計測手法など、物質・材料科学技術全体を支える基盤的な研究開発を実施する。 これらにより、経済・社会的課題に解決策を提示し、新たな産業の創生や超スマート社会に向けた新たな価値創出の実現を目指す。
イ 研究成果の情報発信及び活用促進、中核的機関としての活動	得られた研究成果の新たな価値創出へ結びつけるため、広報・アウトリーチ活動、研究成果等の情報発信、知的財産の活用促進に取り組む。 さらに、物質・材料研究を総合的に行う我が国唯一の研究開発機関として、また、世界最高水準の研究成果の創出とその普及・活用の促進により、イノベーションを強力に牽引する中核機関として、政府の施策等へ積極的に参画するとともに、先端研究基盤及びデータ基盤の整備・運営による最先端研究インフラの共用促進、国際的に卓越した研究者の積極的採用・確保、グローバルに活躍できる人材育成、産業界・学术界との積極的な連携等の活動を計画的かつ着実に進める。
ウ 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営(法人共通)	業務運営の改善及び効率化では、組織編成の基本方針に加え、業務運営の基本方針として、内部統制の充実・強化、業務運営等に係る第三者評価・助言の活用、職員の業務実績評価の実施、業務全体での改善及び効率化等に取り組む。 財務内容の改善では、予算、収支計画及び資金計画や不要財産の処分計画等に取り組むとともに、その他業務運営では、施設及び設備に関する計画や人事に関する計画等に取り組む。

(物質・材料研究機構)

一定の事業等のまとまりと勘定の関係を記載している事例

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

機構の中期目標は、適正かつ厳正な評価に資する「一定の事業等のまとまりごとの目標(セグメント情報)」として策定されており、9つに区分されます。

なお、「勘定(経理区分)」については、各業務と財源区分との関係などから、8つに区分しています。それらの関係性は次のとおりです。

(令和4年3月末現在)

一定の事業等のまとまりごとの目標(セグメント情報)	勘定(経理区分)
1. 福祉医療貸付事業	① 一般勘定
2. 福祉医療経営指導事業	
3. 社会福祉振興助成事業	
4. 福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	
5. 退職手当共済事業	② 共済勘定
6. 心身障害者扶養保険事業	③ 保険勘定
7. 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	④ 年金担保貸付勘定
	⑤ 労災年金担保貸付勘定
8. 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	⑥ 承継債権管理回収勘定
9. 一時金支払等業務及び補償金支払等業務	⑦ 一時金支払等勘定
	⑧ 補償金支払等勘定

(福祉医療機構)

ガイドライン(抜粋)

BC4.9 「基本的な指針」では、独立行政法人は、主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた目標に加えて、これらを法人の長がどのように達成していくか、**法人の長の運営に関するビジョンも含めた理念等に関する情報**を提供すべきであるとしている。

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等
当法人は、・・・・・・を理念としています。
また、運営上の方針として、・・・・・・を定めています。

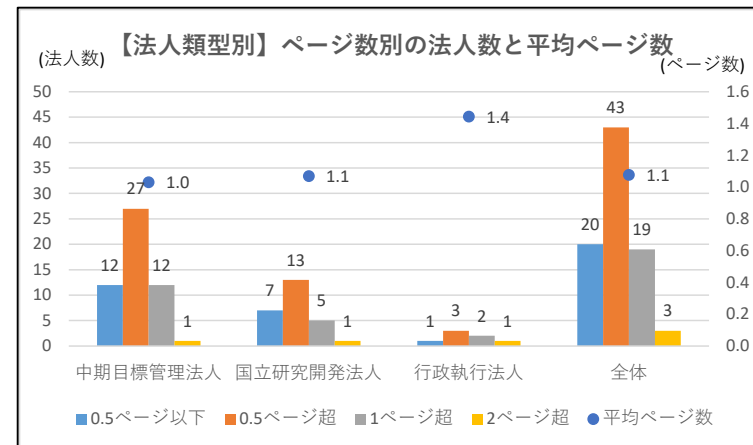
1. 記載内容の分析

- 経営理念や基本理念等を記載している法人は78%、運営方針や基本方針などを記載している法人は60%、行動指針や行動規範等は47%といずれの項目とも多くの法人が記載している。
- 重点戦略や事業戦略等を記載している法人は16%に留まる。
- 法人類型別では、国立研究開発法人で行動指針等を、行政執行法人で重点戦略等を記載する法人の割合が少ない。
- 下記以外の項目として、使命、組織目標、Commitment、宣言、心構えなどを記載している法人がある。

記載内容	中期目標管理法	国立研究開発法人	行政執行法人	全体
経営理念/基本理念 等	41/53 (77%)	21/27 (78%)	6/7 (86%)	68/87 (78%)
運営方針/基本方針 等	31/53 (58%)	18/27 (67%)	3/7 (43%)	52/87 (60%)
行動指針(規範)/倫理指針 等	30/53 (57%)	7/27 (26%)	4/7 (57%)	41/87 (47%)
(重点,全体,事業)戦略 等	8/53 (15%)	5/27 (19%)	1/7 (14%)	14/87 (16%)

2. 記載ページ数の分析

- 平均ページ数は1.1ページ。
- 半数以上の43法人が0.5ページ超1ページ以下の記載量。
- 最大ページ数は5.0ページ、最小ページ数は0.1ページ。



事業戦略を記載している事例

●事業戦略

分野	目標	戦略等
製品安全分野	製品事故の減少	- 外部から収集したデータと内部で獲得した製品事故データの掛け合わせによる分析から事故発生要素の相関関係を明らかにすることで、高リスクの製品事故の未然及び再発防止のため、政府へエビデンスに基づいた提案を行う。 - 安全な製品の製造・流通のため、事業者とのコミュニケーションを強化するとともに、製品事故の未然防止に向けたリスクアセスメントの支援及び再発防止のための措置提案を行う。 - 誤使用・不注意による事故を防止するために、消費者の気付きに資するコンテンツの充実を図るとともに、外部機関とも連携し、伝えるべき対象へ行き届くタイムリーな注意喚起を行う。
化学物質管理分野	化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全で持続的な発展	- 法執行支援業務で長年蓄積した情報・技術に加え最新の技術動向を取り込み、的確・効率的に社会における化学物質のリスクを把握して、事業者のリスク低減に積極的に関与する。 - 化学物質管理に加えイノベーション支援にも役立つ、化学物質情報の一元化を目指し、集めた情報を自らも活用(データドリブン型)して化学物質によるリスク低減を促進する。 - 法執行支援業務で長年蓄積した化学物質評価に係る情報・技術を in silico 等を活用して社会情勢(SDGs、動物試験法代替等)に応じたイノベーション支援への転用を推進する。
バイオテクノロジー分野	世界最先端のバイオエコノミー社会の実現	- 生物資源データプラットフォーム(DBRP)をハブとしてバイオとデジタルの融合を推進し、生物資源及び関連情報の価値を高め、利活用促進を図るとともに、社会にソリューションを提供する。 - 生物資源とそれらを扱う新技術の活用を推進するため、安全確保とイノベーション促進の両面をバランス良く考慮した枠組みの導入や制度改善に貢献する。 - 体系的な人材育成、産業界との連携強化、課室横断的な連携促進、自動化・デジタル化による既存業務の効率化等を通して、バイオテクノロジーセンターの生産性向上を実現する。
適合性認定分野	安全・安心な国民生活の実現と健全で持続性のある産業の発展	- 我が国の適合性評価制度を活用した品質保証の一連の流れである「日本版品質チェーン」を体系化し、品質チェーン全体のハブ機能を担っていく。 - 既存の認定プログラムを検証し、時代の変化に柔軟に対応しつつ、政策・社会ニーズの高い重要な分野の新規認定プログラムを創設し、デジタルツールを活用しながら、その利活用を促進する。 - リーダーシップを発揮しながら、他の認定機関を含む外部組織との連携を強化し、各組織の得意分野を生かしながら最適化を図り、我が国の認定制度の信頼性確保に努める。
国際評価技術分野	2050年カーボンニュートラルと産業の健全な発展と安全・安心な国民生活の実現	- 大型蓄電池の試験施設(NLAB)試験サービスについて、よりユーザーのソリューションに資するサービスを提供し、NLABの運用方針の見直し等を行いつつ、中期的スパンでNLABの価値を向上していく。 - 蓄電池の安全性について、関係事業者の協働領域の拡大を図りつつ、データ利活用及びNITEによる検証試験を進め、安全・高性能な蓄電池製品開発における事業者支援を強化する。 - スマート保安等の今後の電気保安の変化を見据え、必要な情報の収集、技術の獲得を行いつつ、スマート保安普及に向けた行政及び事業者への支援を行う。

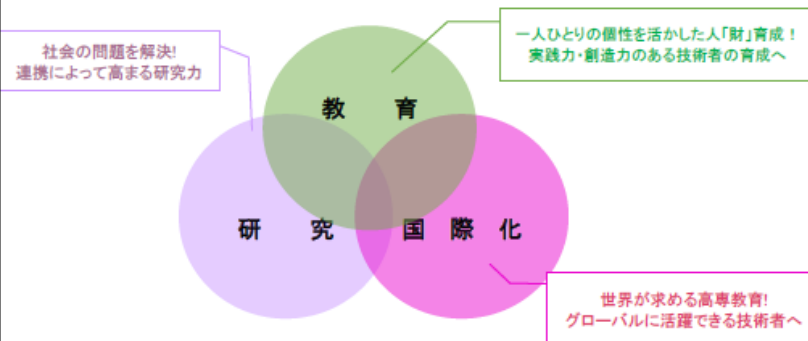
(製品評価技術基盤機構)

重点戦略を記載している事例

5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 運営方針

当法人は、「教育」、「研究」、「国際化」の3項目を中心に業務運営を実施しています。特に、「教育」の分野は、学校教育法第一条に定める学校を設置する唯一の独立行政法人である当法人の設置目的に鑑み、重要度を高く設定しています。Society 5.0をはじめとする社会変革に対応するとともに、海外で活躍できる技術者を育成することは、当法人において重要な業務と位置付けています。



●ミッション遂行のための重点戦略

「教育」、「研究」、「国際化」の3本柱を有機的に連携することで、【教育の質保証】、【特色形成】、【国際化・情報化】の重点戦略を実施していきます。また、それらを支える、ガバナンス改革やインフラ整備も併せて行い、日本が誇る「モノづくり」はもとより、新しい価値を生み出す「コトづくり」を担う高度な技術者を育てています。

3つの重点戦略	ガバナンス改革
1 教育の質保証 ① MCC*のPDCAサイクルの定着 ② 学生指導の充実(専門的人材の活用) 2 特色形成 ① 強み・特色の形成と伸張(新産業牽引人材育成・連携教育プログラム) ② 地域密着型産学連携・社会実装の機能強化(専攻科を拠点に本科と連携) 3 国際化・情報化 ① 高専の海外展開とブランド化(認証制度等) ② グローバル人材育成 ③ 15歳からの情報教育	(1) 経営力強化 ① 予算構造改革 ・外部資金獲得力強化(教育研究費・寄附金) ② 人事マネジメント改革 ・学校の特色形成に資する定員管理と戦略的加配 ・企業・大学人材とのクロスアポイントメント制の導入 ③ 経営マネジメント改革 ・校長のリーダーシップ強化 ④ 情報統合ネットワーク化(経営情報一元化) ⑤ 財務マネジメント改革 ・評価に基づく戦略的資源配分(校長裁量経費等) ⑥ 組織再編 ・社会変化を踏まえた広域的観点からの学科再編 (2) 働き方改革 ① 課外活動・寮務の見直し ② 女性活躍促進

高専の高度化を推進するための施設の整備充実

- ① 各高専施設の老朽化の状況を踏まえ、教育研究・特色に応じた施設整備計画を策定
- ② 計画に基づき、高専の高度化を目指した整備・充実を推進(777/A・ラングスペース・実習工場・国際寮・女子学生寮等)

(国立高等専門学校機構)

ガイドライン(抜粋)

BC4. 11 中期目標を達成するための中期計画について重要度等を踏まえて簡潔に説明すること、また優先度等を踏まえた年度計画について簡潔に説明すること

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

- ・ 中期計画については中期目標の重要度等を踏まえて簡潔に説明し、年度計画については中期目標の優先度等を踏まえて簡潔に説明する。
- ・ 詳細については、中期計画及び年度計画を参照すべき旨、記載する。

1. 記載内容の分析

○大半の法人が、中期計画・年度計画（事業計画）の項目に加え、その概要や定量目標を記載している。

○項目のみを記載している法人は15法人で、国立研究開発法人の33%が項目のみの記載である。

○「その他」には、概要のみを記載した法人（3法人）、定量目標のみを記載した法人（1法人）、HPアドレスのみを記載した法人（1法人）がある。

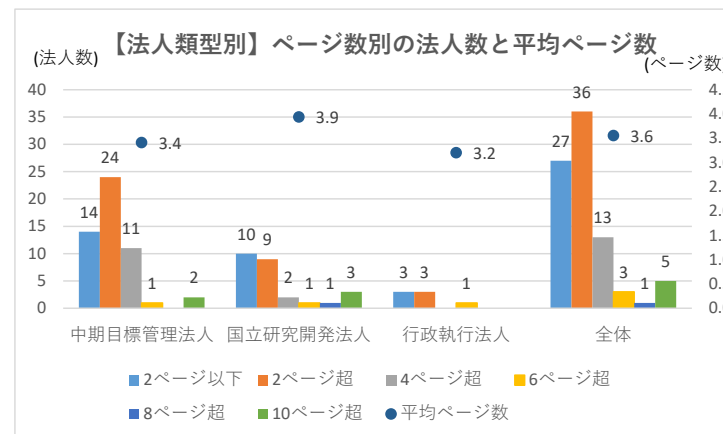
記載内容	中期目標管理法	国立研究開発法人	行政執行法人	全体
項目のみ	5/53 (9%)	9/27 (33%)	1/7 (14%)	15/87 (17%)
項目と概要	9/53 (17%)	6/27 (22%)	3/7 (43%)	18/87 (21%)
項目と定量目標	12/53 (23%)	4/27 (15%)	0/7 (0%)	16/87 (18%)
項目と概要、定量目標	24/53 (45%)	6/27 (22%)	3/7 (43%)	33/87 (38%)
その他	3/53 (6%)	2/27 (7%)	0/7 (0%)	5/87 (6%)

2. 記載ページ数の分析

○平均ページ数は3.6ページ。国立研究開発法人が3.9ページと多く、行政執行法人が3.2ページと少ない。

○2ページ以下の法人が27法人、2ページ超4ページ以下の法人が36法人で、半数以上の法人が4ページ以下の記載量。

○最大ページ数は14.0ページ、最小ページ数は0.1ページで、法人ごとにページ数の差が大きい記載事項である。



計画概要や評価指標を記載している事例

(2) 基盤的観測網・先端的研究施設の運用・共用促進

地震調査研究推進本部の地震調査研究に関する総合基本施策及び調査観測計画を踏まえて、陸域の地震観測網（高感度地震観測網、広帯域地震観測網、強震観測網等）と海域の地震観測網（日本海溝海底地震津波観測網（S-net）、地震・津波観測監視システム（DONET））を一元化した海陸の基盤的地震観測網の安定的運用（稼働率95%以上）を行うとともに、関連施設の更新を図る。

我が国全体の防災科学技術に関する研究開発を推進するため、実大三次元震動破壊実験施設（Eーディフェンス）、大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設等の先端的研究施設の運用・共用促進を行う。

地震調査研究推進本部の地震調査研究に関する総合基本施策及び調査観測計画を踏まえて、陸海の基盤的地震観測網の安定的運用（稼働率95%以上）を行うとともに、関連施設の更新を図る。また南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築を進め、利活用に向けた基盤構築を関係機関等と協力して進める。さらに首都圏地震観測網（MeSO-net）の安定的運用を行うとともに、一層の体制、環境整備に取り組む。

我が国全体の防災科学技術に関する研究開発を推進するため、実大三次元震動破壊実験施設（Eーディフェンス）、大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設等の先端的研究施設の運用・共用促進を行う。

●Eーディフェンス

共用件数：年間3件

●大型耐震実験施設

共用件数：年間6件

●大型降雨実験施設

共用件数：年間7件

●雪氷防災実験施設

共用件数：年間12件

(防災科学技術研究所)

中期目標の変遷を記載している事例

5 中期目標、中期計画及び年度計画

(1) 中期目標の概要（中小機構の現状と役割：経済産業省第4期中期目標（平成31年4月～令和6年3月））

機構は、これまで業務の実施に当たり、新たな政策課題や中小企業・小規模事業者の支援ニーズに即応できる地域本部制をはじめとする現場重視の組織体制を構築し、機構が有する中小企業・小規模事業者支援の専門的な知見と経験、ネットワーク、専門家の活用、多様な支援機能を組み合わせた総合的・複合的な支援ができるという強みを発揮しつつ、国の政策課題と中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえた支援を展開し、中小企業・小規模事業者政策の中核的実施機関としての役割を担ってきました。

加えて、限られた職員・予算等の経営資源の中で、より多くの中小企業・小規模事業者に対する支援を実現させるためには、地域の商工会、商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等（以下「地域の中小企業支援機関等」という。）との連携・協働が不可欠であり、機構がこれまでに培った支援ノウハウの共有・移転を図るとともに、情報提供、相談、助言、研修等を通じ、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割を担っています。

第4期中期目標期間においては、機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割や、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に添ってメリハリの付いた取組みを行っていく必要があります。また、これまで地理的・時間的制約から十分な支援の手が届きにくかった中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供等の観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図っていくとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働についても模索していくことが求められています。

詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。

https://www.smrj.go.jp/org/business_plan/frr94k0000000htu-att/20220318_chukimokuhyo.pdf

第1期中期目標 平成16～20年度	第2期中期目標 平成21～25年度	第3期中期目標 平成26～30年度	第4期中期目標 令和元～5年度
■統合前の三法人に蓄積された専門的な知見を集中し、さらにその専門性を強化しつつ、一体的な事業展開を実施。 ■施策の利用者と直接接する業務を行う部門を統合した地方組織を各地域ブロックの拠点となる都市に設置するなど、利用者との接点を重点強化。 ■新たなニーズに対応した事業やより効果的な見込まれる新たな手法での事業に資源を集中。	＜目指すべき方向性＞ 急激な経済環境変化に伴う痛みの緩和を図るとともに、「新経済成長戦略」に基づき、構造変化に適応出来るよう中小企業の事業再編・展開など体質の強化を行うことが重点課題。同時に中小企業がこうした環境変化を乗り越え、更なる発展を遂げるため、新たな価値を創造する事業展開の促進、国内外の市場開拓などを支援することが必要。	＜目指すべき方向性＞ 機構は、創業から企業の成長・発展、事業再生まで総合的に支援、地域支援機関等の支援機能の向上・強化を支援、の二つの役割の強化・充実を図りつつ、「①東日本震災の復興の加速と振興の再生への対応、②日本再興戦略の目標に掲げられた政策展開への対応、③小規模事業者の成長を促す政策展開への対応」の政策展開に貢献する。	＜目指すべき方向性＞ 機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、多様な支援施策により分子と分母（※）の双方を支援し、「中小企業・小規模事業者の生産性革命」に貢献する役割を担い、中小企業・小規模事業者の第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革の推進に貢献していく。

(※) 分子：売上拡大・販路開拓による産出(アウトプット)、分母：資力化による資源投入(インプット)

(中小企業基盤整備機構)

ガイドライン(抜粋)

BC4.13 「基本的な指針」の整理のみならず、(略)他の法令等で作成が求められる報告書等及び(略)事業報告書の目的等を踏まえると、**持続的に適正なサービスを提供するための源泉には、例えば、ガバナンスの状況や社会及び環境への配慮等の状況も含まれるとした。**

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

(6) 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、社会及び環境への配慮の方針として、〇〇を定めており、△△の取組みをすることとしています。

(記載上の留意事項)

- ・ 環境報告書の公表が予定されている場合には、その旨を記載する。

1. 記載内容の分析

○「(6) 社会及び環境への配慮等の状況」として記載している内容では、環境物品の調達やカーボンニュートラルなど環境への配慮についてはほぼ全ての法人が記載している。次いで、男女共同参画や働き方改革などダイバーシティに関する記載、SDGsについて記載している法人が多い。

○法人類型別では金融系の法人が属する中期目標管理法で、グリーンボンドの発行等ソーシャルファイナンスに関する記載が見られる。

記載内容	中期目標管理法	国立研究開発法人	行政執行法人	全体
環境への配慮	52/53 (98%)	26/27 (96%)	7/7 (100%)	85/87 (98%)
ダイバーシティ・インクルージョン	32/53 (60%)	12/27 (44%)	3/7 (43%)	47/87 (54%)
SDGs	14/53 (26%)	11/27 (41%)	2/7 (29%)	27/87 (31%)
地域貢献・地方創生	10/53 (19%)	5/27 (19%)	2/7 (29%)	17/87 (20%)
ソーシャル・ファイナンス	10/53 (19%)	0/27 (0%)	0/7 (0%)	10/87 (11%)
E S G	7/53 (13%)	0/27 (0%)	1/7 (14%)	8/87 (9%)
Society 5.0	2/53 (4%)	3/27 (11%)	0/7 (0%)	5/87 (6%)

(注) 組織運営の一環として行われた取組に関する記載を集計の対象としており、事業として実施した取組に関する記載は集計の対象外としている。

○記載内容の詳細を見ると、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく環境物品の調達や、「国等による女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく働き方改革・ライフワークバランスの確保、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく中小企業者からの物品等の調達など、法令と関連する取組を記載している法人が多い。

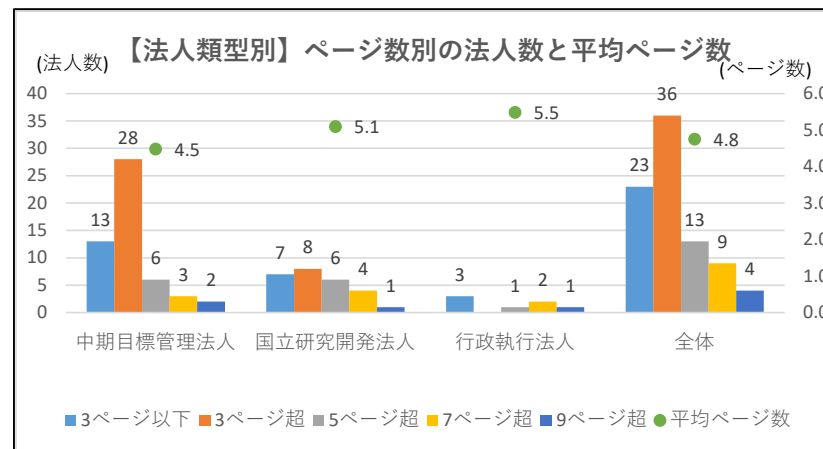
記載内容の詳細	法人数	記載内容の詳細	法人数
環境への配慮		ダイバーシティ・インクルージョン	
・環境物品等の調達	64	・男女共同参画	32
・カーボンニュートラル・気候変動への対応	53	・働き方改革・ライフワークバランスの確保等	30
・紙やエネルギーの使用量削減	31	・障がい者支援（雇用・調達）	22
・廃棄物削減	11	・職員のキャリアサポート	8
・環境マネジメントシステム	5	地域貢献・地方創生	
		・地域との連携・協働	10
		・中小企業からの調達優先	7

2. 記載ページ数の分析

○平均ページ数は4.8ページ。行政執行法人が5.5ページと多く、中期目標管理法人が4.5ページと少ない。

○3ページ以下の法人が23法人、3ページ超5ページ以下の法人が36法人で、半数以上の法人が5ページ以下のページ数である。

○最大ページ数は13.0ページ、最小ページ数は1.6ページ。



社会及び環境への配慮に関する幅広い情報を記載し、内容が充実している事例

環境配慮の取組

ERCAは、環境分野の政策実施機関として、業務及び日常活動において環境配慮の取組を推進しています。取組の基礎となる方針として、2006年に「環境配慮に関する基本方針」を定め、ERCAの業務運営に伴って発生する環境への影響の削減に努めています。

環境配慮に関する基本方針

ERCAは、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

- (1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上
業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。
- (2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施
環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。
- (3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定
省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。
- (4) 日常活動における環境配慮
全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。
- (5) 社会とのコミュニケーション
社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

実施計画

基本方針のもとに「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」において具体的な環境配慮の計画を策定し、職員による環境負荷の少ない業務の方法を模索しています。

対象期間	2017年度～2030年度
温室効果ガス	電気使用量による温室効果ガス削減量を2030年までに2013年比(基準年)で40%削減
用紙使用量	2020年までに2013年比で25%削減(※)
廃棄物削減	2020年までに2013年の排出量を50%削減(※)
ワーク・ライフ・バランス	省CO2対策として業務効率化や超短勤務の削減、休暇の取得促進等の取組を推進

詳細はホームページ(<https://www.erca.go.jp/erca/guide/approach/pdf/sakuzyo.pdf>)をご覧ください。

事務所における環境配慮

ERCAの業務は事務所での業務のウェイトが高いため、事務所内での照明等の電力消費量の削減、コピー用紙の使用量削減を通じて省資源、廃棄物の削減等、環境負荷の少ない業務運営に努めています。また、電気使用量の削減量から算出する温室効果ガス排出削減量をERCAが掲げる温室効果ガス削減目標としています。

2021年度の実績

	基準値(2013)	目標値(2030)	実績値(2021)
温室効果ガス	151.3t-CO ₂	90.8t-CO ₂	87.6t-CO ₂
用紙使用量	1,947,000枚	1,460,250枚	1,123,171枚
廃棄物排出量	10,078.5kg	10,078.5kg	7269.9kg

※用紙使用量、廃棄物削減量の2021年以降の目標値は、環境省の実施計画決定にあわせて2022年以降に新たに設定する予定です。

ダイバーシティ&インクルージョン

ワーク・ライフ・バランスに向けた取組

業務効率化、超短勤務の削減、休暇取得の促進の取組が、CO2削減にもつながる対策であることから、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進しています。2021年度は、シフト勤務の拡大や新型コロナウイルス感染拡大に伴い、テレワークの弾力的な導入を行いました。

このほか年次休暇の時間単位取得制度、小学校6年生までの子供のための部分休業制度など各種制度を設けています。



くるみんマーク

厚生労働省より次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てサポート企業」として次世代マーク「くるみん」を取得しています。



トモニマーク

仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できる厚生労働省のシンボルマーク「トモニ」を取得しています。

ダイバーシティの推進

ERCAではすべての人が働きやすい職場づくりを目指して、育児・介護休暇取得の促進や障がい者雇用などに取り組んでいます。ERCAの障がい者雇用、女性雇用の状況はとおりです。

障がい者雇用 法定雇用率を満たす 5名雇用
女性雇用の状況(2022年3月末) 役員 1/6名(16.7%)
管理職(課長級以上) 5/32名(15.6%)

SDGsに関する取組

ERCAは2018年度に各部業務をSDGsの観点から見直し、ERCAの業務がどのゴールに貢献しているかを整理しました。

2021年度は、昨年度の第三者意見も踏まえ、環境委員会の中で、今後組織全体としてどのようにSDGs達成に貢献していくのか、注力するポイントを提案しました。今後の方針として、ERCAの各部業務をとおしてSDGs達成に貢献するとともに、次の点に注力することとしました。

①環境問題に関する知識普及、地域貢献 (地域の環境イベントや活動への参加等)	15, 13, 11, 12
②オフィス内の環境配慮に関する取組 (環境負荷の低いオフィス環境づくり等)	13, 11, 12, 15
③責任の果たし、使う責任に関する取組 (物品の新規購入控え、循環的なシェアリング等)	12, 13
④ワーク・ライフ・バランスやジェンダー平等に関する取組 (公私の両立しやすい職場づくり、採用時における平等な募集等)	5, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20

社会連携・社会貢献

ERCAでは広く国民の皆様へERCAの業務や環境にやさしい社会づくりについて知っていただくために環境イベントへの出席を行っています。また事務所の所在地である神奈川県川崎市の環境イベントにも積極的に出席し、地域貢献に努めています。

気候変動対策に貢献するため、災害廃棄物対策に関する支援や熱中症対策の広報にも取り組んでいます。

エコプロ2021出展

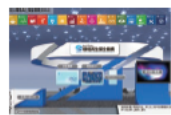
東京ビッグサイトで開催されたエコプロ2021に出展しました。「みんなで力を合わせて未来を築こう!〜見つけようサステナブルカラー〜」をテーマにERCA業務や環境研究推進による研究成果、地球環境基金が支援する環境保全活動などについて紹介しました。

校外学習で来場した小学生グループには、気候変動問題やSDGsなどについて個別に説明し、理解を深めていただきました。



川崎国際環境技術展オンライン出展

オンラインで開催された川崎国際環境技術展に出展しました。オンラインブースでは、次世代を担う子どもたちに、これからの地球を守るために今私たちに何ができるかをテーマに、環境学習クイズ、高校生の環境保全活動を応援する全国ユース環境ネットワーク促進事業、環境研究を推進する環境研究推進基金などについて紹介しました。



環境出前授業

川崎国際環境技術展オンラインの一環で、川崎市からの依頼を受け、川崎市立平間小学校及び宮南小学校の児童向けに環境出前授業を行いました。SDGsをテーマに講演を行い、2030年目標達成のため、この先10年間の取り組みの大切さをお話ししました。出前授業の様子は川崎国際環境技術展オンラインにおいて公開されました。



夏休み扇子づくり講座

夏休みに行われた政府の令和3年度子ども見学デー(オンライン)と川崎市の環境エネルギーラボ in たかつにおいて、小学生を対象とした扇子づくり講座を実施しました。作った扇子を新型コロナウイルスの影響でなかなか会えない祖父母などにプレゼントして熱中症予防に取り組みと呼びかけました。



フィールドワークの受入

神奈川県川崎市にある湘南学園中学校高等学校生徒のフィールドワーク訪問を受け入れました。生徒から希望のあった「オゾン層とオゾンホール」についてERCA職員から講義を行い、生徒と質疑応答しながら理解を深めていただきました。



ガイドライン(抜粋)

BC4.16 「基本的な指針」では、独立行政法人は、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に影響する業務運営上の課題に加えて、目標の達成を阻害する要因となるリスクや財務に係るリスク等に関する情報を、その対応策も含めて提供すべきであるとしている。

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

8 (1) リスク管理の状況

- ・ リスク管理方針及びリスク管理体制（又は体制図）について、簡潔に説明する。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

- ・ 業務方法書に記載した内部統制システムの整備に関する事項のうち、リスクの評価と対応等に基づき法人が識別している主要な業務運営上の課題・リスク及びその対応策について簡潔に説明する。

1. 記載内容の分析

○リスク管理体制、情報セキュリティ等の一般的なリスク、リスク・課題の具体的な対応策は約7割の法人が記載している。

○法人固有の具体的なリスクについて記載している割合は約半数に留まっており、国立研究開発法人でその割合が低くなっている。

記載項目	中期目標管理法人	国立研究開発法人	行政執行法人	全体
リスク管理体制	38/53 (72%)	21/27 (78%)	7/7 (100%)	66/87 (76%)
一般的なリスク (注)	45/53 (85%)	15/27 (56%)	5/7 (71%)	65/87 (75%)
法人固有の具体的課題・リスク	30/53 (57%)	10/27 (37%)	4/7 (57%)	44/87 (51%)
課題・リスクの具体的な対応策	39/53 (74%)	15/27 (56%)	6/7 (86%)	60/87 (69%)

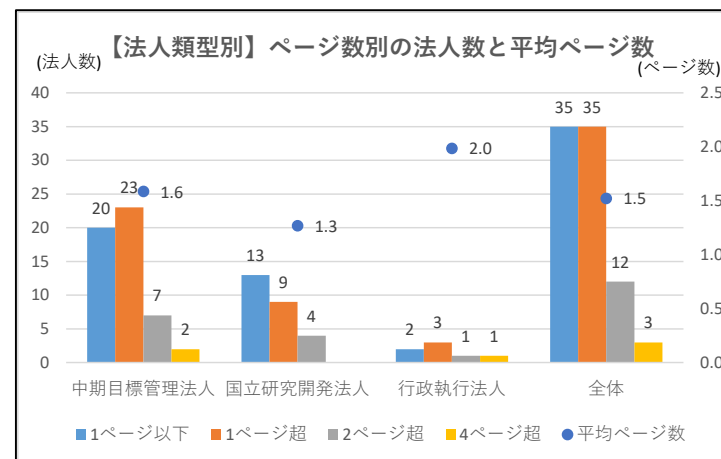
(注) 一般的リスクは情報セキュリティ、人事・ハラスメント関連、コロナウイルス対策等、全ての法人に共通して存在する性質のリスクを集計している。

2. 記載ページ数の分析

○平均ページ数は1.5ページで、行政執行法人は平均2.0ページでページ数が多い。

○1ページ以下の法人が35法人、1ページ超2ページ以下の法人も35法人で、1ページ前後の記載量の法人が多い。

○最大ページ数は5ページ、最小ページ数は0.3ページ。



固有の課題・リスクを記載している事例

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 家畜伝染性疾病的発生

センターは、乳用牛約1,000頭、肉用牛約2,700頭、成豚約300頭、鶏約42千羽を始め、馬・めん羊・山羊を飼養しており、これらの家畜に関して、家畜伝染性疾病的が発生した場合、業務運営において、大きな損失を与える可能性があります。

家畜伝染性疾病的の発生防止に向けては、日頃から家畜伝染性疾病的の侵入防止に努める必要があり、牧(支)場の防疫規程に基づき、入場者、進入車両、持ち込み物品等に対するバイオセキュリティや野生動物対策を措置するとともに、定期的に防疫点検を実施し、進入車両に対する消毒指示の徹底等を行っています。

また、疾病的の発生時には、消毒薬、消毒器等の防疫資材が調達不能になるものと想定されることから、これらの防疫資材を備蓄し、定期的に点検するとともに、いつでも使用できるよう整備しています。

(家畜改良センター)

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) 業務運営上の課題及びその対応策

ア 委託した業務の質の維持・向上

ゆうちょ銀行に委託している郵便貯金管理業務及びかんぽ生命に委託している簡易生命保険管理業務の質の維持・向上は、「(2) リスク及びその対応策」の「ア 委託した業務に内在するリスク」に記載する対応策に鑑み、「9. 業務の適正な評価の前提情報」で触れる委託先等の監督に際し、重点確認項目としました。

また、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構令和2事業年度業務実績等報告書」に対する総務大臣による評価結果(令和3年8月)も踏まえ、かんぽ生命の契約乗換事案への対応を行いました。

イ 郵便貯金の早期払戻し促進のための、より効果的な周知・広報

個別周知については、引き続き、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しを促す挨拶状を預金者に送付しました。この挨拶状が届かなかった方で他の市町村への移転が判明した方については、自治体への新住所の照会を行っています。さらに、今後の挨拶状発送不要の申し出の仕組みを導入するなど効率化にも努めました。また、一般広報については、従前から実施している新聞・雑誌等への広告掲載、郵便局でのポスター掲出・チラシ設置、ラジオCM等を着実に推進する一方、社会のデジタル化の進展への対応等の観点から、インターネットを通じた周知・広報に一層取り組むとともに、テレビCMの拡大、広告掲載雑誌やチラシ等の内容の変更等、施策の見直しにも積極的に取り組んでいます。

(郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

センターにおける最大のリスクは、試験の実施に影響する試験問題の漏洩などセンターの信頼を損なう事態の発生です。これを防ぐため各部課において、リスクを把握して改善策を検討し取り組みとともに、不断の見直しを行ってきました。また、理事長は会議等の機会を捉えて役職員にミッションの周知徹底を指示するとともに、年度計画に沿って業務が行われているか担当部課長から報告を受けたほか、内部監査、監事監査等によるモニタリング実施結果の報告を受け、内部統制が有効に機能しているかチェックしました。

- ① 試験問題など試験に係る情報管理については、より確実なものとするため不断の検証を行い、計画的にセキュリティ対策に取り組みしました。
- ② 会計処理については、内部監査を実施し、その結果を理事長に報告するとともに監事にも報告しました。また、会計監査人による監査が実施され、監査報告書が理事長に提出されました。
- ③ 契約については、平成22年4月に公表した随意契約の見直し計画に基づき、その改善に取り組むとともに、外部有識者を含む契約監視委員会による契約内容のチェックを行いました。
- ④ 情報セキュリティについては、情報セキュリティ対策の自己点検結果を踏まえた監査を計画的に行い、その結果について最高情報セキュリティ責任者(CISO/理事)に報告しました。
- ⑤ 共通テストを含む法人全体としての具体的リスク・対応等を整理しています。

※詳細については、業務実績報告書を参照ください。

(大学入試センター)

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応の状況

① 15歳人口の減少

令和3年4月1日時点の15歳未満人口は、令和3年5月の総務省統計局の調査で、約1,493万人となっています。この人数は、前年に比べ約19万人の減少となり、人口全体に占める割合は11.9%で過去最低となっています。(総務省統計局調べ)

当法人としては、少子化や地域の事情により、入学状況には地域差・学校差が存在しているため、各高専において入学志願者を確保するため、様々な取組を行っています。

令和3年度においては、法人本部主導で、対面とオンラインのハイブリッド形式により、「KOSEN FES.2021(国公私立高専合同説明会)」を東京・大阪の二大都市圏の中心地で実施する等、入試広報活動の内容・機会の充実を図り、志願者確保に努めました。

また、コロナ禍での受験地までの公共交通機関等を利用した移動への不安や、経済的な負担への配慮のため、居住地の近くの高専での受験が可能となる「最寄り地等受験」を令和4年度入学者選抜(令和3年度実施)で本格導入し、受験生が入学を志望する高専以外に居住地近くの高専の校舎や学外会場等で受験できるようにしました。

(国立高等専門学校機構)

ガイドライン(抜粋)

BC4. 20 本ガイドラインでは、業績の適正な評価の前提情報が、例えば、一定の事業等のまとまりごとの事業構造の説明として、事業スキーム図を用いて説明されるものとした。

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

- ・「6. 中期計画及び年度計画」における一定の事業等のまとまりごとに、各事業の構造について、例えば主要な事業のスキーム図を活用すること等により、全体像を簡潔に説明する。

1. 記載内容の分析

○一定の事業等のまとまりごとに事業の全体像を説明している法人は70%であり、一定の事業等のまとまりごとに事業スキーム図を記載している法人は48%と半数程度である。事業スキーム図以外の図表で説明している法人も41%を占めており、国立研究開発法人でその割合が高い。

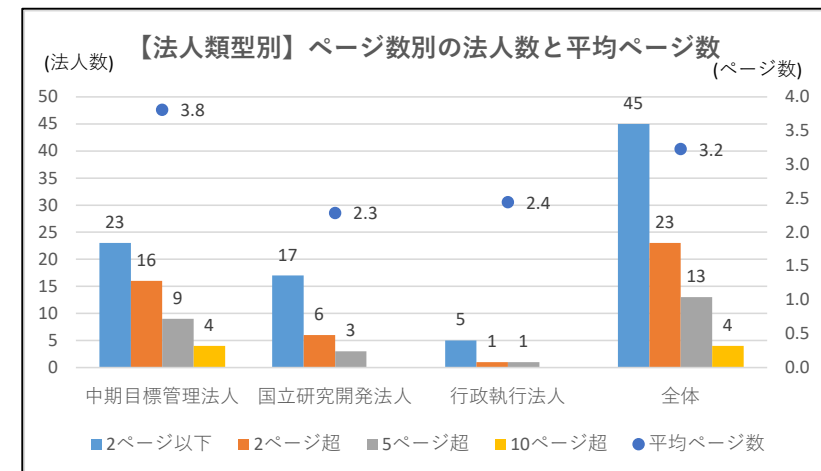
記載内容	中期目標管理法人	国立研究開発法人	行政執行法人	全体
一定の事業等のまとまりごとに事業概要を記載している	40/53 (75%)	16/27 (59%)	5/7 (71%)	61/87 (70%)
一定の事業等のまとまりごとに事業スキーム図を記載している	30/53 (57%)	7/27 (26%)	5/7 (71%)	42/87 (48%)
スキーム図以外の図表による説明をしている	17/53 (32%)	19/27 (70%)	0/7 (0%)	36/87 (41%)

2. 記載ページ数の分析

○平均ページ数は3.2ページ。中期目標管理法人が3.8ページと多く、国立研究開発法人が2.3ページで少ない。

○半数以上の45法人が2ページ以下の記載量で、10ページ超の法人も4法人ある。

○最大ページ数は19.5ページ、最小ページ数は0.1ページと法人ごとの差が大きい記載事項である。

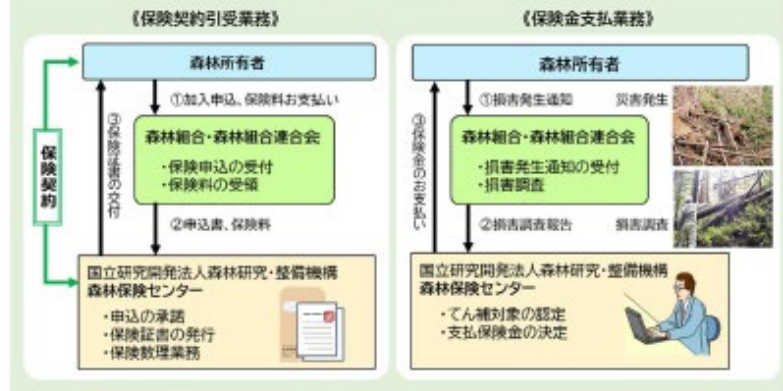


一定の事業等のまとめりごとに事業概要・事業スキームを示している事例

森林保険業務

森林保険は、森林保険法に基づき、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災により発生した森林の損害を補てんするもので、系統的、安定的、効率的かつ効果的に運営するため、契約事務や損害事務等を森林組合及び森林組合連合会に委託して実施しています。森林所有者自らが災害に備えるセーフティネットとして、被災による経済的損失を補てんすることによって林業経営の安定に貢献するとともに、被災地の早期復旧により森林の多面的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

一森林保険業務の流れ一



火災 (令和2年) 北海道

水害 (令和元年) 神奈川県
保険金をお支払いした災害の事例

雪害 (令和2年) 長野県

財源種類や金額、活動成果指標も記載している事例

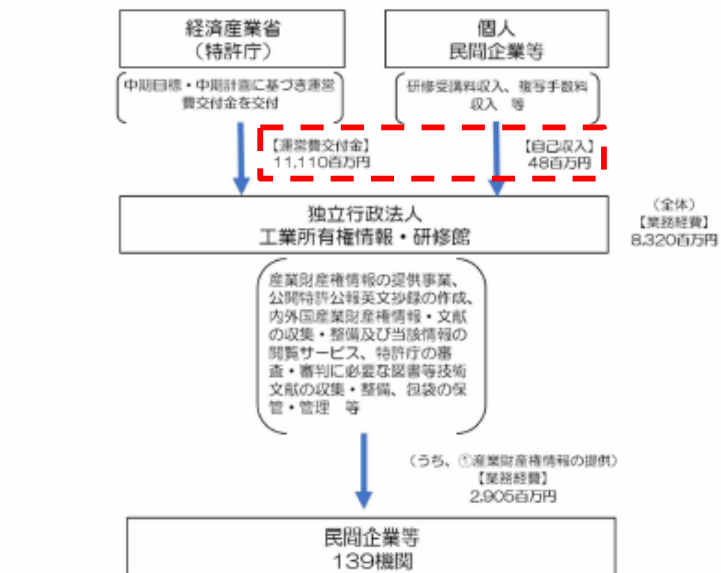
9. 業績の適正な評価に資する情報

令和3年度のINPITの各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提情報となる、主なスキームを示します。

①産業財産権情報の提供

事業概要

- 明治以来、特許庁が発行してきた特許、実用新案、意匠、商標に関する公報、外国公報等の情報に加え、出願の審査状況等の産業財産権情報がインターネット回線を通じて何時でも何処でも検索・閲覧できる特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) を安定的に運用し、ユーザーに対して産業財産権情報を提供するとともに、諸外国における我が国出願人の権利保護に資するため、外国の工業所有権庁に対しても、産業財産権情報を提供し、提供します。
- 「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく中央資料館として、国内外の産業財産権情報・文献を収集し、提供します。
- 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等を行います。



活動評価指標

- ✓ J-PlatPatマニュアル等の配布件数【アウトプット】
令和3年度実績: 49,382件 (年度計画40,000件に対し123.5%達成)
- ✓ J-PlatPatの検索回数【アウトカム】
令和3年度実績: 260,200,958回 (年度計画166,000,000回に対し156.7%達成)

(森林研究・整備機構)

(工業所有権情報・研修館)

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

・「6. 中期計画及び年度計画」における項目の評定について、業務実績等報告書における項目別評定を総括した情報に基づき記載する。

1. 記載内容の分析

○各法人とも業務実績等報告書の概要を記載しており、法人ごとの記載内容の差はほとんど見られない。

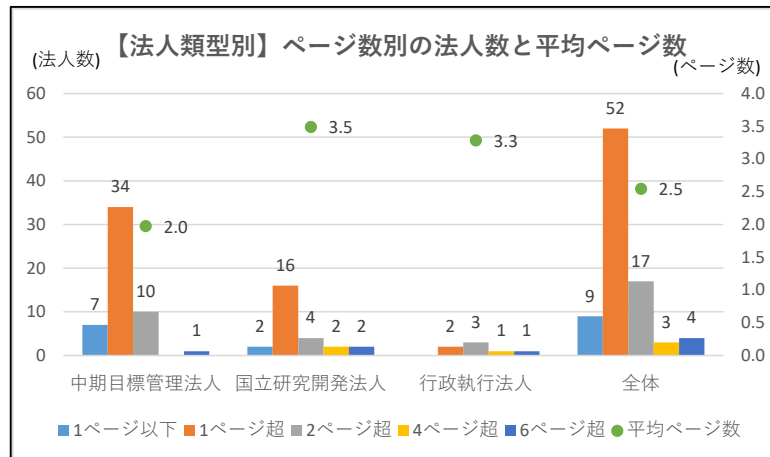
○評価に至った根拠として、各事業の業績実績評価を記載している事例、重点課題や評価項目・業務ごとの実績・成果を記載している事例も見られた。

2. 記載ページ数の分析

○平均ページ数は2.5ページで、国立研究開発法人、行政執行法人の平均ページ数が多い。

○半数以上の52法人が1ページ超2ページ以下の記載量。

○最大ページ数は34ページ、最小ページ数は0.2ページ。



記載事例

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

各業務（セグメント）毎の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

業務実績報告書：<https://www.pwri.go.jp/jpn/about/outline/gyosumu/2021/index.html>

(単位：百万円)		
項目	評価（※）	行政コスト
Ⅰ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
安全・安心な社会の実現への貢献	A	3,371
社会資本の戦略的な維持管理・更新への貢献	A	3,088
持続可能で活力ある社会の実現への貢献	A	2,893
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項		
業務改善の取組に関する事項	B	
業務の電子化に関する事項		
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項		
財務内容の改善に関する事項	B	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項		
内部統制に関する事項	B	
その他の事項		
法人共通		1,771
合 計		11,123

(※) 評価区分

S：目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A：所期の目標を上回る成果が得られている。

B：所期の目標を達している。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(2) 当中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
評定	B	A	A	A	A	—

(※) 評価区分

S：法人の活動により、全体として中長期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。

A：法人の活動により、全体として中長期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中長期目標における所期の目標を達していると認められる。

C：全体として中長期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中長期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

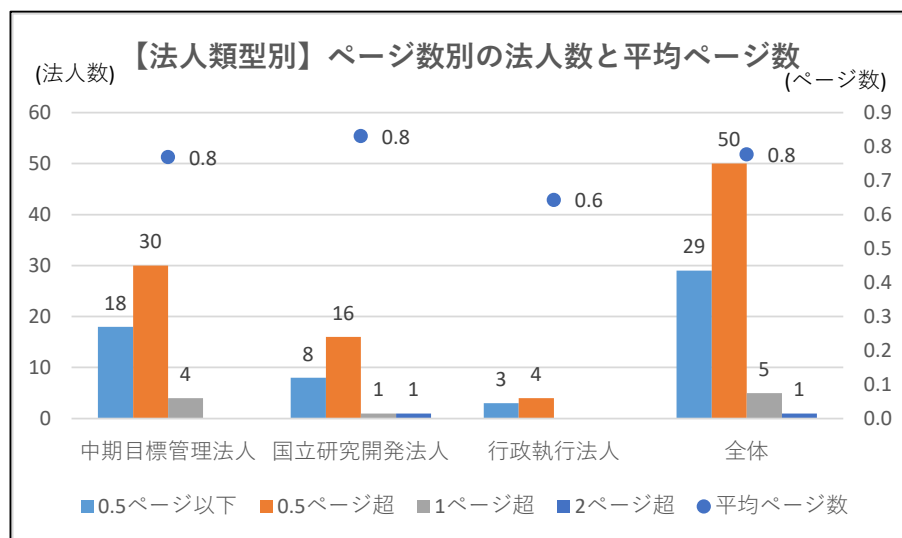
- ・法人全体の決算報告書を記載する。
- ・決算報告書の「備考」を参考に、差額理由を簡潔に記載する。

1. 記載内容の分析

○各法人、決算報告書の概要を記載しており、法人ごとの記載内容に大きな差異は見られない。

2. 記載ページ数の分析

- 平均ページ数は0.8ページ。
- 大半の法人が1ページ以下の記載量
- 最大ページ数は2.1ページ、最小ページ数は0.3ページと法人ごとの差が小さい記載事項である。



記載事例

11. 予算と決算との対比

要約した決算報告書は、次のとおりです。なお、詳細につきましては、(令和3年度)決算報告書を御覧ください。

(http://www.nlbc.go.jp/johokokai/zaimu_joho.html 情報公開>財務に関する情報>令和3年度)

(単位: 百万円)

区 分	予 算	決 算	差額理由
収入			
前年度からの繰越金	1,177	1	注1
運営費交付金	8,091	8,091	
施設整備費補助金	152	1,158	注2
受託収入	216	182	注3
諸収入	903	1,316	
農畜産物売払代	892	1,273	注4
その他の収入	11	42	注5
計	10,539	10,748	
支出			
業務経費	2,405	2,310	
うち家畜改良関係経費	1,988	2,071	
種畜検査関係経費	71	18	注6
飼料作物種苗関係経費	100	99	
技術の普及指導関係経費	31	30	
家畜個体識別関係経費	215	92	注7
施設整備費	1,329	1,159	注8
受託経費	216	182	注3
一般管理費	295	410	注9
人件費	6,295	5,726	注10
計	10,539	9,786	

- 注1: 前年度から繰越された施設整備費補助金のうち、今年度完成となり交付された額を施設整備費補助金の決算額に計上したため。
- 注2: 前年度完成予定分が、今年度完成となったことによる交付増のため。
- 注3: 業務の受託が、減少したため。
- 注4: 生乳の売払数量及び枝肉の出荷数量が、増加したため。
- 注5: 災害等の発生に伴い、損害保険金の受取額が増加したため。
- 注6: 他の事業に係る施設や設備の整備を優先したため。
- 注7: システム改修の予算を次年度に繰越したため。
- 注8: 今年度完成予定分が、次年度完成予定となったため。
- 注9: 情報セキュリティの強化などを実施することにより、法人基盤の強化を図ったため。
- 注10: 人事異動等に伴い、人件費の支払額が減少したため。

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

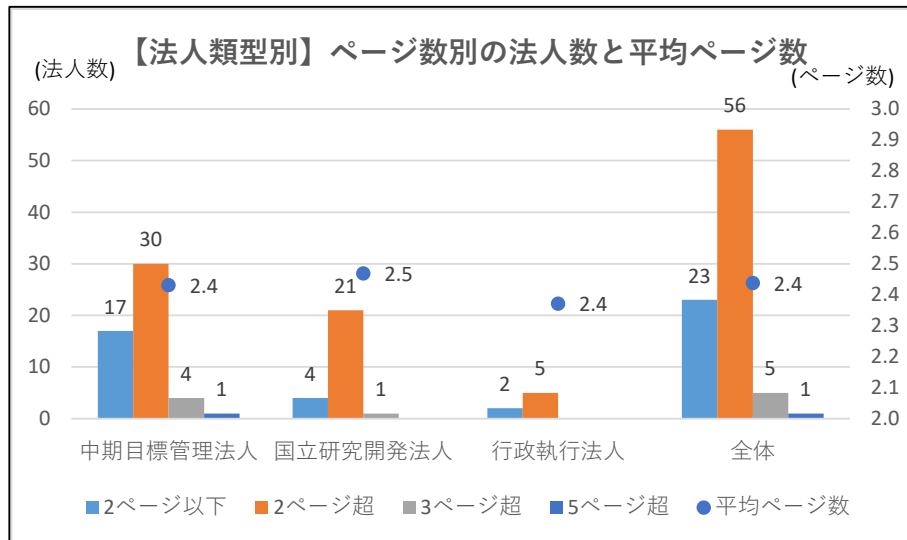
- ・要約した財務諸表を記載する。

1. 記載内容の分析

○各法人、財務諸表の概要を記載しており、法人ごとの記載内容に大きな差異は見られないが、財政状態・運用状況の説明、勘定科目の説明を記載している法人もある。

2. 記載ページ数の分析

- 平均ページ数は2.4ページ。
- 56法人が2ページ超3ページ以下の記載量。
- 最大ページ数は7ページ、最小ページ数は1.3ページ。



記載事例

12. 財務諸表

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(<https://www.ffpri.affrc.go.jp/koukaijouhou/zaimu/index.html>)



● 要約した財務諸表 (法人単位)

①貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	33,544	流動負債	16,648
現金及び預金 ※1	20,316	運営費交付金債務	287
有価証券	2,000	支払備金	412
林道割賦売掛金	4,471	預り寄附金	11
特定地域整備割賦売掛金	912	預り補助金等	671
農用地整備割賦売掛金	4,476	短期借入金	12,114
その他の流動資産	1,369	賞与引当金	670
固定資産	1,192,422	その他の流動負債	2,482
有形固定資産	1,162,851	固定負債	111,637
無形固定資産	316	責任準備金	4,660
投資その他資産	29,255	資産見返負債	1,875
		長期借入金	95,480
		退職給付引当金	9,606
		その他の固定負債	15
		負債合計	128,285
		純資産の部 ※2	金額
		資本金	833,048
		資本剰余金	233,743
		利益剰余金	30,890
		純資産合計	1,097,681
資産合計	1,225,966	負債・純資産合計	1,225,966

注：百万円未満を四捨五入した関係で、計が一致しないところがあります。(以下、各表とも同じ)

②行政コスト計算書

(単位：百万円)

区分	金額
損益計算書上の費用	14,793
経常費用 ※3	14,793
その他行政コスト ※4	3,019
行政コスト合計	17,812

ガイドライン(抜粋)

BC4. 27 本ガイドラインでは、独立行政法人の財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報には、以下のような情報が含まれるとした。

- ・ 要約した財務諸表
- ・ 主要な財務データの分析・経年比較
- ・ 内部統制システムの運用状況の概要

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

- ・ 事業報告書に記載した独立行政法人の業務運営の状況に関して、国民その他の利害関係者の理解が促進するように、法人の長による財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況のうち、主要な財務データに関する分析、検討内容等を簡潔に説明する。
- ・ 「12. 財務諸表」における要約した財務諸表について説明する。
- ・ 当事業年度に係る主要な財務データの分析を基本とするが、経年比較・分析をしても良い。

1. 記載内容の分析

○全ての法人が文章で増減理由等の説明を行っており、このうちグラフや図などを用いて説明している法人は14%に留まる。

○13%の法人で、法人単位以外にセグメント別、勘定別財務情報の経年比較等を記載している。

○行政コストの説明や債券発行状況など資金調達に関する情報、減損兆候資産についての説明を記載している事例もある。

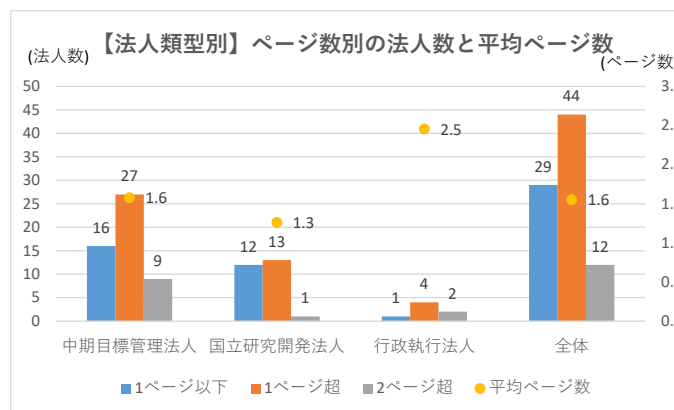
記載内容	中期目標管理法人	国立研究開発法人	行政執行法人	全体
文章による増減理由等の説明	53/53 (100%)	27/27 (100%)	7/7 (100%)	87/87 (100%)
収益・費用や資産・負債等の内訳・経年推移を示す図表	8/53 (15%)	2/27 (7%)	2/7 (29%)	12/87 (14%)
セグメント別・勘定別の経年比較・分析	7/53 (13%)	1/27 (4%)	3/7 (43%)	11/87 (13%)

2. 記載ページ数の分析

○平均ページ数は1.6ページで、行政執行法人では2.5ページと平均ページ数が多い。

○1ページ以下が29法人、1ページ超2ページ以下が44法人と大半の法人が1ページ前後の記載量。

○最大6.4ページ、最小0.4ページ。



財務諸表に関連する情報をまとめて記載している事例

(3) 損益計算書

① 2 か年比較

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和2年度	増減額
経常費用(※3)	1,792,900	1,347,507	445,393
業務費	1,787,679	1,342,779	444,899
うち助成金	225,334	73,198	152,136
うち出資金損失	1,563	383	1,180
うち利子補給金	213,948	86,098	147,849
一般管理費	5,216	4,724	492
財務費用等	5	3	2
経常収益	1,806,010	1,795,555	10,455
事業収入	1,172,672	1,097,637	75,035
うち出資金収益	7,312	31,288	△ 23,976
運営費交付金等収益	248,044	85,339	162,705
補助金等収益	230,794	82,382	148,412
資産運用収入	152,100	524,871	△ 372,771
うち信託運用益	72,551	440,631	△ 368,080
その他収入	2,398	5,324	△ 2,926
経常損益	13,109	448,048	△ 434,939
臨時損失(※4)	5	401	△ 396
臨時利益	4,132	4,647	△ 515
法人税、住民税及び事業税(※5)	37	36	1
当期純損益	17,198	452,257	△ 435,059
前中期目標期間繰越積立金取崩額(※7)	709	803	△ 94
当期総損益(※8)	17,907	453,061	△ 435,154

(注) 各金額は単位未満切捨てによっており合計額と一致しないことがあります。

損益計算書に関する科目の説明

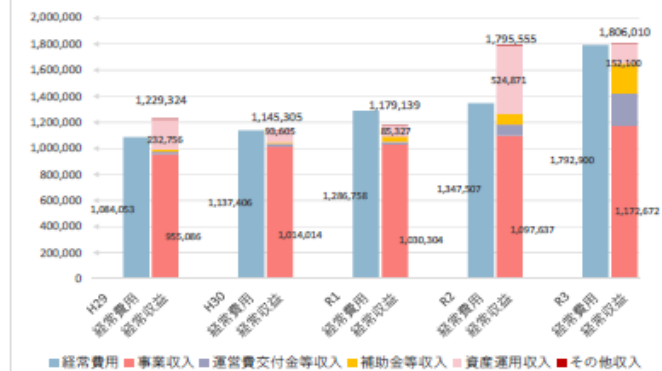
(単位: 百万円)

助成金 225,334 (△152,137) 中小企業生産性革命推進事業等による増	運営費交付金等収益 248,044 (△162,705) 中小企業生産性革命推進事業等による増
利子補給金 213,948 (△147,849) 新型コロナウイルス感染症特別利子補給補助金等による増	補助金等収益 230,794 (△148,411) 新型コロナウイルス感染症特別利子補給補助金等による増
一般管理費 5,216 (△492) 管理部門における管理費、基幹システム更新、クラウド対応等による増	資産運用収入 (除く信託運用益) 79,548 (△4,691) 保有国債の満期到来等による減
事業収入 (除く出資金収益) 1,165,359 (△99,010) 高度化貸付金利息収入、指導研修事業収入、不動産関係事業収入、共済事業収入等収入、共済事業収入等収入 (△99,058) の増	

() 数字は対前年度増減額

② 5 か年推移表

(単位: 百万円) 経常費用と経常収益の推移



(中小企業基盤整備機構)

損益計算書の説明

当期の経常費用は1兆7,929億円、経常収益は1兆8,060億円であり、経常損益は昨年度に続き、131億円の黒字になりました。これに固定資産除却損の臨時損失、貸倒引当金戻入等の臨時利益、法人税、住民税及び事業税、前中期目標期間繰越積立金取崩額を加えた当期総損益は179億円の黒字となっております。

経常利益の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響等による不安定な経済環境にも拘らず、小規模企業共済事業の信託運用損益が725億円の黒字を計上した他、一般勘定のファンド出資による損益(出資金損失及び出資金収益)が57億円の黒字を計上したことによります。

なお、業務費における助成金、利子補給金が大幅に増加しているのは、生産性革命推進事業等の各種支援事業の実施によるものですが、見合いの収益(運営費交付金等収益、補助金等収益)と相殺されるため、損益への影響はありません。

その他の科目の増減は「損益計算書に関する科目の説明」をご参照下さい。

- ・財務諸表と増減理由等の説明、科目の説明をまとめて記載している。
- ・財務諸表を2年比較で示している。
- ・5か年の推移をグラフで示している。

ガイドライン(抜粋)

BC4. 27 本ガイドラインでは、独立行政法人の財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報には、以下のような情報が含まれるとした。

- ・ 要約した財務諸表
- ・ 主要な財務データの分析・経年比較
- ・ 内部統制システムの運用状況の概要

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

- ・ 当事業年度における内部統制委員会の開催状況など、内部統制システムの運用状況について簡潔に説明する。

1. 記載内容の分析

○主要な記載内容は下記の通りであり、内部統制委員会、監事監査・内部監査、入札・契約に関する情報を記載している法人が多い。

○下表記載内容の他、情報システム、資金管理、公益通報窓口、指揮命令系統の明確化等を記載している事例がある。

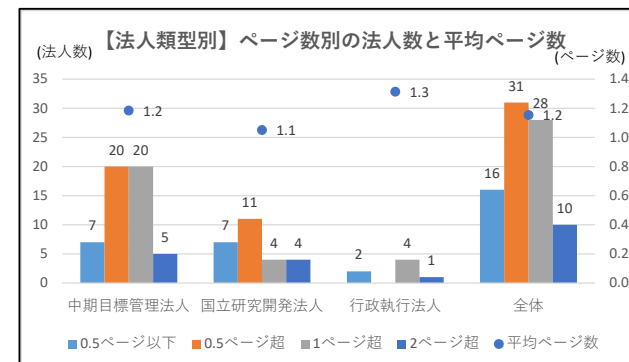
記載内容	中期目標管理法人	国立研究開発法人	行政執行法人	全体
内部統制委員会の開催状況	42/53 (79%)	22/27 (81%)	6/7 (86%)	70/87 (80%)
監事監査・内部監査	36/53 (68%)	16/27 (59%)	7/7 (100%)	59/87 (68%)
リスク管理委員会	21/53 (40%)	12/27 (44%)	5/7 (71%)	38/87 (44%)
入札・契約	39/53 (74%)	17/27 (63%)	5/7 (71%)	61/87 (70%)
コンプライアンス委員会	13/53 (25%)	4/27 (15%)	2/7 (29%)	19/87 (22%)
予算の適切な配分	23/53 (43%)	8/27 (30%)	1/7 (14%)	32/87 (37%)
情報セキュリティ委員会	12/53 (23%)	2/27 (7%)	0/0 (0%)	14/87 (16%)
研究不正防止	3/53 (6%)	8/27 (30%)	0/0 (0%)	11/87 (13%)
研修	11/53 (21%)	5/27 (19%)	1/7 (14%)	17/87 (20%)
連絡会議等	13/53 (25%)	8/27 (30%)	2/7 (29%)	23/87 (26%)

2. 記載ページ数の分析

○平均ページ数は、1.2ページ。

○1ページ前後の記載量となる法人が多く、0.5ページ以下の記載量の法人も16法人存在する。

○最大ページ数は3.1ページ、最小ページ数は0.1ページ。



内部統制組織の相関図を記載している事例

＜監事監査、内部監査（業務方法書第23条、第24条）＞

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができます。

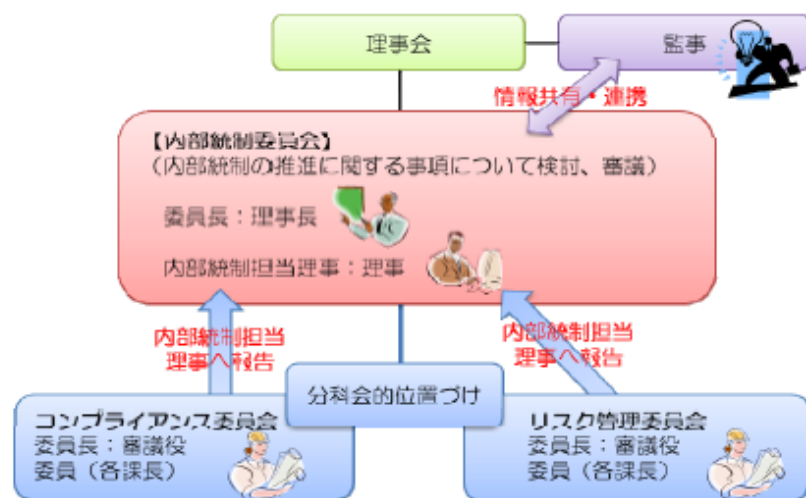
また、理事長は、機構の業務運営の合理化、諸規定の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行わせ、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告することになっており、令和3年度においては、内部監査員と監事で監査の連携を確認し、10月に内部監査を、11月に監事監査を実施し、適正に実施されたことを確認しています。

＜入札及び契約に関する事項（業務方法書第26条）＞

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」のほか、契約事務手続きの適切な実施等を目的とした「入札及び契約事項審査会」の設置等を定めた内部規程を整備しています。

令和3年度においては、契約監視委員会を6月に開催し、令和2年度の調達実績について点検・見直しを行なっています。また、入札及び契約事項審査会を9回開催しています。

【参考】 内部統制推進の組織体制図



(空港周辺整備機構)

内部統制の基本要素に沿って説明している事例

14. 内部統制の運用に関する情報

統制環境の整備については、理事長の運営基本理念等を都度の訓示を通じて職員に浸透させたほか、新入職員研修においても取り扱い、コンプライアンス・職務倫理を重視した気風と機構内のすべての者の統制に対する意識を醸成しています。

リスクの評価と対応については、「8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策」に記載したとおりです。

統制活動については、権限及び職責の付与、職務の分掌等の確立した体制の下で、事務処理マニュアルの策定・改定によって、理事長の命令及び指示が業務プロセスに組み込まれ、的確に遂行される仕組みを確保しています。

情報と伝達については、各種定例会議やミーティング及びLAN端末を用いて、適時に情報を共有しています。また、業務委託先や総務省等、組織外への情報伝達についても、事務処理マニュアル等に基づいて適時に行っています。

モニタリングについては、内部統制担当役員（理事長）等が、業務の有効性・効率性、財務、年度計画の進捗等について、日常的に行っており、発見された問題や課題については、再発防止策等の策定及びフォローアップが行われています。また、内部統制推進部門である総務部が、業務方法書第9章（内部統制システムの整備に関する事項）の実施状況を定期的にモニタリングしているほか、各種自主点検を実施しています。理事長直属の監査室は定期監査・臨時監査を実施し、この結果に基づいて、理事長の指示の下、被監査部門において関係業務が改善されています。

このように、内部統制担当役員でもある理事長の指揮命令の下、業務を継続的に監視、評価及び是正する仕組みが確保されています。

理事長が議長を務める内部統制委員会には、上記の施策の進捗状況や結果のほか、「リスク管理委員会」及び「情報セキュリティ委員会」の結果も報告され、内部統制の要素を総合的に把握して審議しています。令和3年度においては、7回（4月、7月、9月、10月、12月、2月、3月）開催されました。

(郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)

15. 法人の基本情報

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

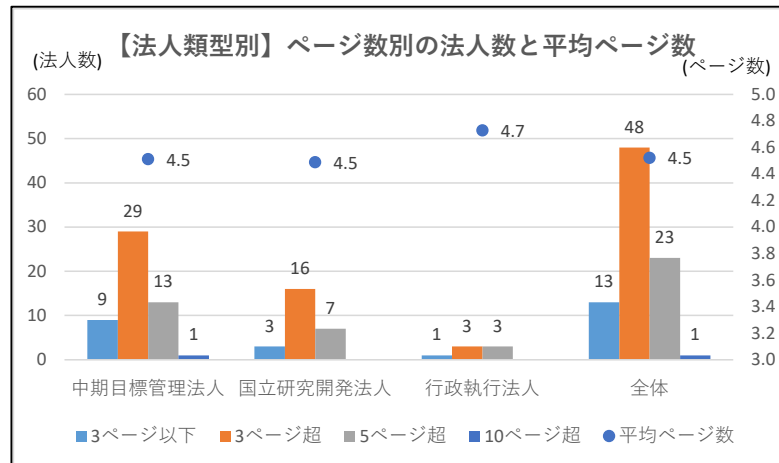
- ・15. (1) 沿革、(2) 設立に係る根拠法、(3) 主務大臣、(4) 組織図、(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地、(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況、(7) 主要な財務データの経年比較、(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

1. 記載内容の分析

○各法人とも沿革や設立に係る根拠法など、「標準的な様式」に定められた記載事項を記載しており、法人ごとの記載内容に大きな差異は見られない。

2. 記載ページ数の分析

- 平均ページ数は4.5ページ。
- 半数以上の48法人が3ページ超5ページ以下の記載量。
- 最大ページ数は11.4ページ、最小ページ数は2ページ。



16. 参考情報

「標準的な様式」における「標準的な記載例」(抜粋)

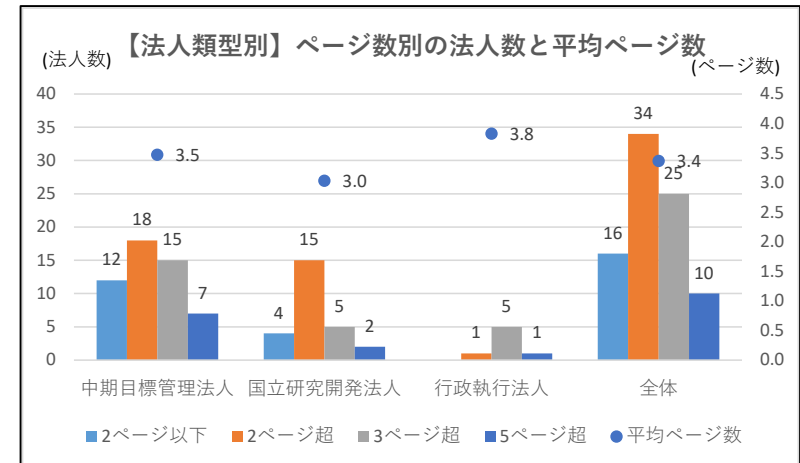
- ・「12. 財務諸表」における要約した財務諸表の科目について、内容を簡潔に説明する。

1. 記載内容の分析

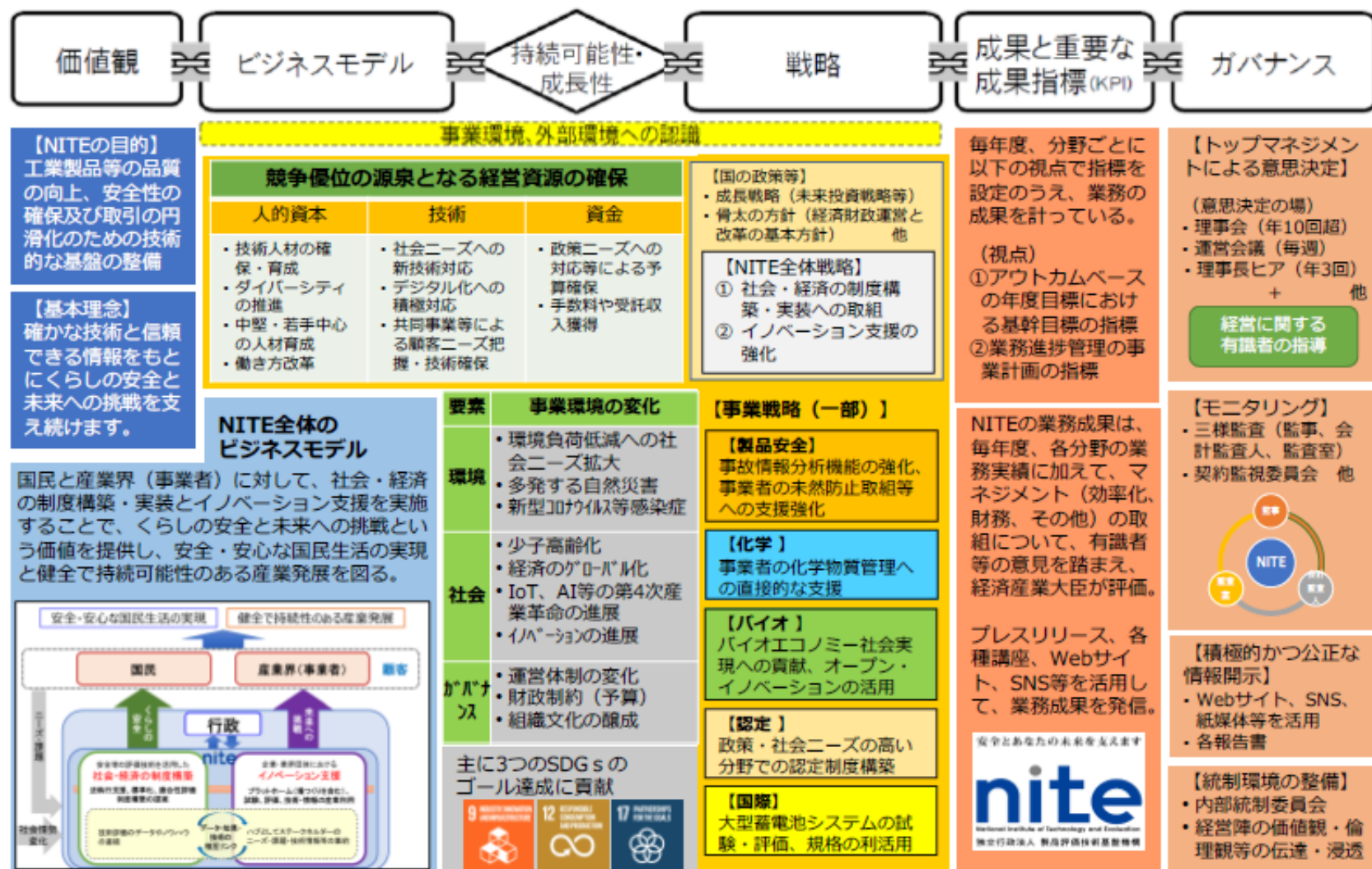
○各法人とも要約した財務諸表の科目の説明や、その他公表資料等との関係の説明など「標準的な様式」に定められた記載事項を記載しており、法人ごとの記載内容に大きな差異は見られない。

2. 記載ページ数の分析

- 平均ページ数は、3.4ページ。
- 2ページ超3ページ以下の記載量の法人が34法人で最も多い。
- 最大ページ数は16.3ページ、最小ページ数は1.4ページ。



価値創造ガイダンスに基づくマネジメント全体図を記載している事例



価値創造ストーリーを記載している事例

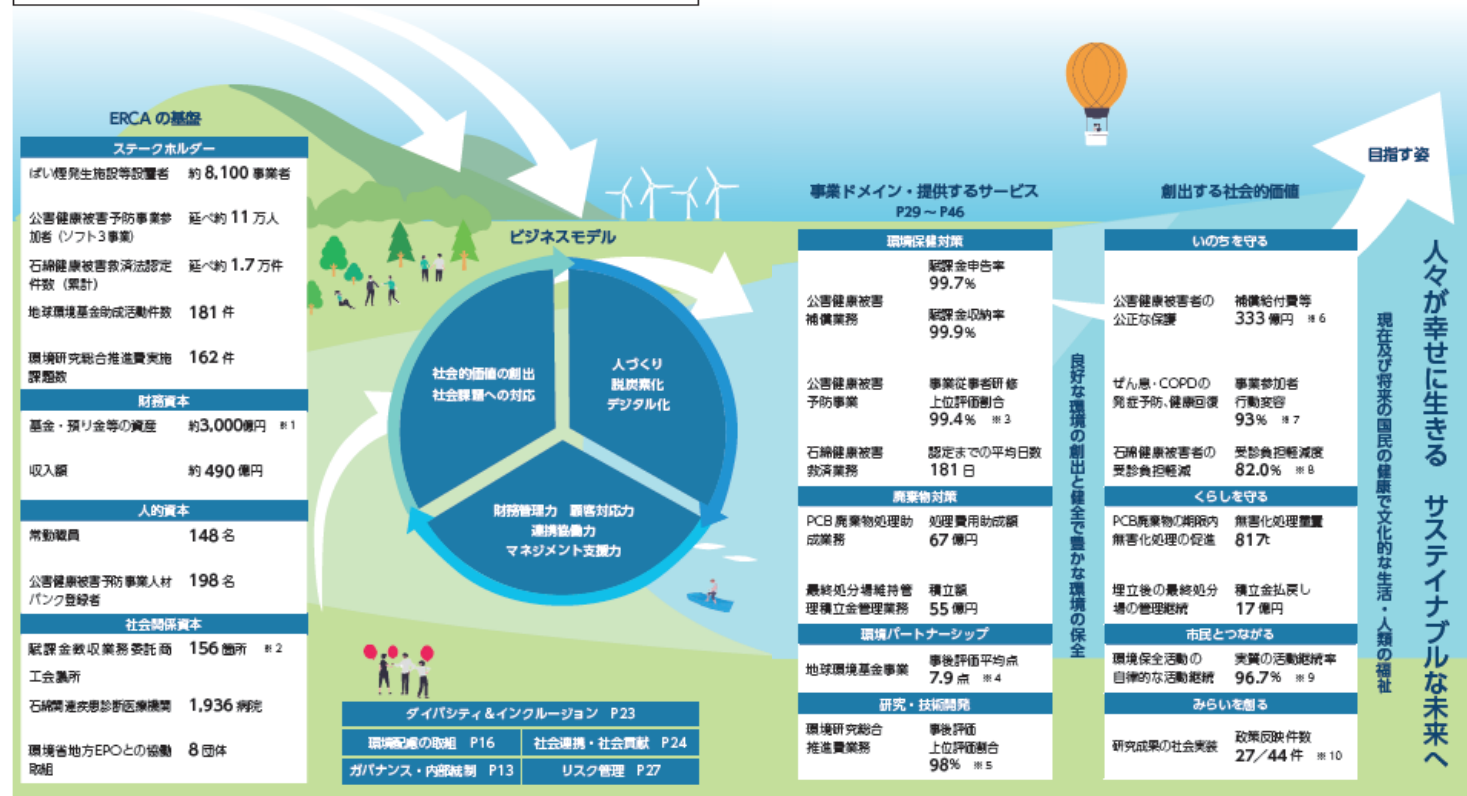
価値創造ストーリー

いのち・くらし・つながる・みらい

複合的な社会課題

- ・気候変動
- ・感染症の流行
- ・災害の激甚化
- ・生物多様性の損失
- ・大量生産・消費・廃棄
- ・世界情勢の不安定性の高まり
- ・脱炭素化の加速
- ・デジタル化の加速
- ・少子高齢化

ERCAの価値創造ストーリーは、現在直面する複合的な社会課題に対し、これまでのERCAのあゆみで培ってきた基盤と新たな価値を生み出す人づくりを原動力に、ERCAの強みを最大限に発揮し、いのち・くらし・つながる・みらいの4つの社会的価値を創出することで、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉に貢献していく戦略ストーリーです。



(注) 上記記載データは2021年度末実績である。

※1 政府出資金、資本利金、石綿健康被害救済基金預り金、PCB廃棄物処理基金預り金、預り給付管理積立金、給付財源引当金。

※2 委託業務に係る日本障がい者協会からの再委託。

※3 令和3年度研究開発者アンケートの結果5段階評価で上位2段階までの評価をした割合 ※4 外部評価による事後評価10段階中の平均点 ※5 外部評価による事後評価5段階中上位2段階の評価を獲得した割合 ※6 補償給付費給付金及び公害健康被害事業費の合計額 ※7 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査結果、ソフト3事業参加者の行動改善率の割合 ※8 令和3年度石綿健康被害救済制度における制度利用アンケート集計結果「医療手帳の交付を受けて、以前よりも医療を受けやすくなりましたか」の間に「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合。 ※9 助成事業に関するフォローアップ調査結果(2021年度)「活動継続している」割合 ※10 2018年度に終了した44課題のうち環境政策に関する案件、行政計画、報告書等に反映された(見込を含む)件数。

保有する技術について記載している事例

(8) その他源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)

当法人は、創設以来、決済システムの中で重要な役割を果たしている銀行券を始め、法令等の政府情報の公的な伝達手段である官報、旅券、郵便切手、証券類など、国民生活に密着した公共性の高い製品を製造しており、独自の研究開発により築き上げてきた高度な偽造防止技術と、効率的かつ徹底した製造管理体制によって、製品を安定的かつ確実に供給するという使命を果たしています。また、平成15年4月に独立行政法人として発足して以来、運営費交付金等の受領を前提としない独立採算による運営を行い、その中で中長期的な視点に立った設備投資や研究開発を実施しつつ、この使命を確実に果たしてきました。その源泉は、以下のとおりです。

i 高度な偽造防止技術

当法人が製造する銀行券を始めとする製品には、当法人独自の高度な偽造防止技術が施されています。また、同技術を安定的に発現させるための製品設計や製造に係るノウハウは、継続的に培われ、伝承されています。

ii 徹底した品質管理及び製造工程管理

高品質かつ均質な製品を製造するために、品質に係る情報を的確に把握し、適切な管理が可能となる品質管理・保証体系を構築し、製品品質の管理・保証に努めています。また、品質管理及び製造工程管理における課題等について、機関間における情報共有や実験・検証等、更なる品質の安定化に向けた取組により継続的な改善に努めています。

iii 銀行券の改刷及び次世代旅券の開発

令和6年度上期を目途に発行されることが公表された新しい銀行券には、新たな偽造防止対策として、高精細すき入れや肖像の3D画像が回転する最先端技術を用いたホログラムなどを導入することで、偽造抵抗力の一層の強化を図るとともに、ユニバーサルデザインを採用し、券種識別性を向上させています。

次世代旅券については、冊子仕様や搭載する偽造防止技術を含め、外務省と協議を進めるとともに、試作冊子の作製、集中作成(※)に使用する大型作成機とシステムを連携したテストの実施や冊子製造設備の導入に向け取り組んでいます。また、国際標準化や諸外国の動向を調査するため、国内外の会議等(国内：IC旅券調査委員会、国外：国際民間航空機関(ICA O)の会議・検討会)に参画しています。

※ 現行、全国の旅券事務所で行っている個人情報書込作業を集中的に行うもの

(8) その他の源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)

1) 研究開発成果の社会還元に向けた推進関係機関との連携

地球システムを「海洋・地球・生命」として一体的に捉え、それらシステムの行く末に大きな影響を及ぼす人間活動との相互影響の統合的な理解を推進するため、国内外の関係研究機関、産業界、府省庁をはじめとする様々なセクターとの連携・協働体制を確立し、国際的なプロジェクトをリードする研究開発を推進しています。特に、国際プロジェクトの推進、研究成果の活用、社会への貢献においては、異分野のノウハウ、アイデアとの融合が不可欠であるうえ、研究開発の将来にわたる継続的な発展のため、将来の海洋科学技術を担う若手人材の育成も継続して実施しています。

① 国等の政策に向けた科学技術開発の総合的推進技術の保有

機構は、わが国唯一の統合的な海洋研究機関として、これまで海洋に関する研究及び技術開発を行ってきました。これは、前身である海洋科学技術センター(昭和46(1971)年設立)での活動を通じ、海底における人間の長期居住を目指したシートピア計画、その後の有人潜水調査船「しんかい2000」の開発、研究船の運用技術、高圧環境下での調査観測技術及び電波の使えない環境での通信技術の開発等にはじまります。これらの技術を活用し、これまでも国等からの要請に基づき、わが国の大陸棚策定調査における地殻構造探査を通じた貢献、太平洋の深海に落下したH-IIロケット8号機エンジンの発見及び部品回収等の実績を積み重ねてきました。

独立行政法人化(平成16(2004)年)後は、技術開発のみにとどまらず海洋研究にも注力し、地球環境変動、海溝型地震のメカニズム解明や深海微生物に関する研究を進めてきました。さらに、地球深部探査船「ちきゅう」や、「地球シミュレータ」に代表される大型計算機システムの運用を本格化させ、海底下や将来予測まで研究開発内容を拡大させました。それらを駆使し、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)への成果提供、沖縄の熱水金属鉱床や南鳥島沖でのレアアース泥の賦存量調査等にも大きく貢献してきました。特に、近年巨大災害の切迫性が指摘されている南海トラフにおいては、地球深部探査船「ちきゅう」による地震発生帯掘削、研究船を用いた広範囲における地殻構造探査、地震・津波観測監視システム(DONET)や長期孔内観測装置による高精度リアルタイムモニタリング、それらの調査観測結果等を踏まえた地震・津波のシミュレーションといった、機構のファシリティ及びそれを扱う人材を統合的に活用し、国民の安全・安心の確保に向けた研究成果及び情報提供を実施してきました。DONETによる世界最先端の地震・津波観測情報は、今や当たり前となった緊急地震速報にも活用されています。

このように、機構ではこれまで進めてきた「サイエンス」と「エンジニアリング」を両輪とし、海洋観測インフラの運用管理能力、シミュレーション技術及び海洋観測情報の融合と高度化を図ることで、国民の安全・安心な生活へ観測技術や調査技術開発等の面から貢献しつつ、国や世界が抱える様々な社会課題に対してソリューションを提案することが可能です。

保有資産について記載している事例

(8) その他の源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)

上記の他、研究所における強みや基盤を維持・創出していくための源泉としては、以下の代表的な研究施設群の保有が挙げられます。この研究施設群は、研究成果を創出するためには不可欠な存在であり、我が国だけでなく、世界における一大研究拠点となっております。

■①400m水槽(海上技術安全研究所)



世界最大級の長さ 400m、幅 18m、水深 8m の曳航水槽で、非常に大きなプールで模型船を引っばって性能を計測することで実船の性能を評価する実験施設です。特に、超高速船や大型模型船の試験にも対応が可能です。

■②大規模波動地盤総合水路(港湾空港技術研究所)



世界最大の波、3.5m の風波と最大 2.5m 相当の津波を起こすことができる大型の水路で、世界最大規模の実験施設です。特に、小さな模型実験では問題であった、地盤の動きや構造物の破壊過程についても、再現が可能です。

■③電波無響室(電子航法研究所)



電子航法装置などの電波使用機器に対し、無限に広い空間と同じ環境条件を提供する施設です。特に、実験機器を屋外で実際に使用する前に、この中で電波を送受信する試験やアンテナの送受信特性を測定するために使用されます。

(海上・港湾・航空技術研究所)

(8)その他の源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)

国立科学博物館は、自然史及び科学技術史の中核的研究機関としてナショナルコレクションの構築を目指し、現在 494 万点を超える貴重な標本資料を所蔵しています。これらの中には、学名の基となるタイプ標本や重要文化財、世界的にも貴重な標本資料も含まれています。また、当館の研究者が国内外で調査研究を行うことで、コレクションを更に充実させています。

当館には、5つの研究部(動物、植物、地学、人類、埋工学)と3つの研究センター(産業技術史資料情報センター、標本資料センター、分子生物多様性研究資料センター)があり、60 名を超える研究者を有しています。研究者は、標本資料に基づく研究や分野横断的なテーマを設定した研究などを行うとともに、これまでに蓄積した研究成果を、最新の学説を交えながら、展示や学習支援事業に反映させ、人々の科学リテラシーの向上を図っています。

(国立科学博物館)

人的資本について記載している事例

業務運営の持続性を高めるための取組

組織づくりと人材確保・育成

原子力機構では、研究開発成果の最大化に向けて効率的な業務遂行を図るため、目指すべき人材像、キャリアパス方針などを盛り込んだ計画である「人材ポリシー」を策定し、職員の意欲を引き出し、資質・能力の向上を図ることにより、体系的かつ組織的な人材の育成を進めています。

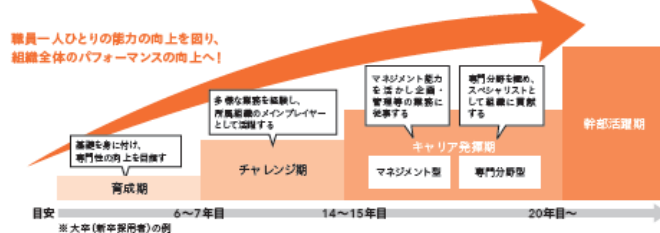
目指すべき人材像

- ①原子力機構の経営理念を理解し、自発的かつ確実に体现できる人材
②専門分野において獨創性・革新性を発揮しグローバルに活躍する人材
③組織内での自己の役割を理解し、他者と協調しながら高い専門性を発揮する人材

キャリアパス方針

原子力機構は、各組織の実情に適合する組織別育成計画を策定しており、これを踏まえ、各職員に対して個人別育成計画を策定することで、毎年度の育成額などにより定次フォロー、軌道修正などを行い、職員個々のスキル、適性などに応じた多様なキャリア形成に努め、職員一人ひとりの能力の向上を図り、組織全体のパフォーマンスの向上につなげることに努めています。

また、研究開発の一層の促進・活性化を図るため、極めて高度な専門知識と豊富な研究開発実績を有する者を専門分野のスペシャリストとして認定する「JAEAフェロー制度」を2022年4月に創設しました。



研究職	独創性・革新性ある研究開発を行い、 原子力の未来を切り拓く 専攻分野の基礎研究、研究開発、論文執筆、学会発表、授業 研究開発推進等への派遣、原子力安全 海外研究開発等への派遣、原子力安全 クロスアポイントメント制度の活用 等	専門の円滑な事業遂行に貢献し、 専門家と社会の架け橋となる プロジェクトマネージャー、プロジェクトマネージャー候補 専攻分野の海外事業推進等への派遣、中央省庁への出向や派遣 外閣府関係等を通じた専門家の向上 等	学修後
技術職	最新の技術開発や最先技術の創製の基盤を固め エンジニアとして活躍 原子力分野での勉強会等によるOJT教育 専攻分野の取得研修、派遣先技術者等 海外研究開発等への派遣、原子力安全 等	社会から信頼される専門家集団として 力を発揮するための取組 新人職員研修、中間職員研修、管理職昇任者研修等 原子力基礎研修、応用基礎、専門員研修 等	卒業後

職員育成体系の充実

各職場で行われる職務遂行上の指導(OJT)と、それを補完する教育(Off-JT)により、計画的かつ組織的な人材育成に努めています。

職員一人ひとりの多様かつ生産性の高い働き方の推進

ワークライフバランスの推進

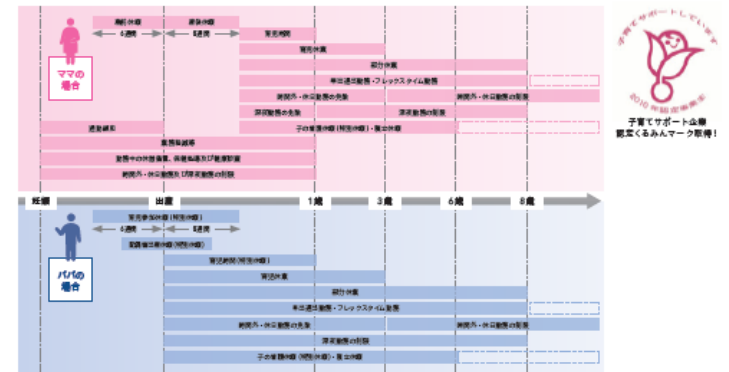
原子力機構では、職員が仕事と生活の調和を図ることができる働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分発揮できるよう、様々な取組を行っています。

育児や介護などのライフステージにおいても就業を継続できるよう2019年度に在宅勤務制度を開始しました。これを新しい働き方の一環としてより発展させていくため、テレワーク最適化計画を策定のうえ試行・検証を進めており、今後の本格運用を目指しています。

また、育児と就業との両立を支援するため国の制度を利用したベビーシッター利用料補助や法人契約の締結などの取組を実施しました。

仕事と育児の両立のための“げんき!”イクカツメニュー

男女ともに仕事と育児を両立するため、「げんき!」イクカツメニュー」として、多様な働き方・休暇・休業制度を整備しています。



仕事と介護の両立のための制度整備

仕事と介護が両立できるよう、「フレックスタイム制勤務」「介護休業」「短期の介護休暇」「部分休業」「所定外勤務の免除・制限等」「早出遅出勤務制度」及び「積立休暇」などの多様な働き方・休暇・休業制度を整備しています。

男女共同参画の推進

原子力機構では、多様な人材の確保及び活用(ダイバーシティ)の観点から、男女共同参画推進に係る様々な取組を行っています。

- ・採用した職員に占める女性の割合(2021年度中採用者)……………19.4%
- ・在籍する女性職員の割合(2022年4月1日現在)……………12.0%
- ①女性職員の採用促進: 多様な働き方を実現し活躍する女性職員のリクルーターを活用し、採用活動やHPにおいて女子学生にアプローチするなど、積極的な女性職員の採用希望者が社後のキャリアイメージを描けるよう努めています。
- ②女性職員のキャリア形成支援: メンター制度などを設け、女性職員のロールモデルを提供することにより、長期的視点で自律的なキャリア形成支援を行っています。
- ③男女共同参画……啓蒙理解促進: 全国の拠点をまわった意見交換会などの実施や推進活動の取組や実例などを「ダイバーシティ」として情報発信するなど、活動の認知度向上を図るとともに、障害者研修などにも実例向けを実施しています。

法人 類型	法人名		
中期 管理法人	○北方領土問題対策協会 ○国民生活センター ○郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ○国際協力機構 ○国際交流基金 ○酒類総合研究所 ○国立特別支援教育総合研究所 ○大学入試センター ○国立青少年教育振興機構 ○国立女性教育会館 ○国立科学博物館 ○国立美術館 ○国立文化財機構 ○教職員支援機構 ○日本学術振興会 ○日本スポーツ振興センター ○日本芸術文化振興会 ○日本学生支援機構	○国立高等専門学校機構 ○大学改革支援・学位授与機構 ○勤労者退職金共済機構 ○高齢・障害・求職者雇用支援機構 ○福祉医療機構 ○国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ○労働政策研究・研修機構 ○労働者健康安全機構 ○国立病院機構 ○医薬品医療機器総合機構 ○地域医療機能推進機構 ○年金積立金管理運用独立行政法人 ○家畜改良センター ○農畜産業振興機構 ○農業者年金基金 ○農林漁業信用基金 ○経済産業研究所 ○工業所有権情報・研修館	○日本貿易振興機構 ○情報処理推進機構 ○エネルギー・金属鉱物資源機構 ○中小企業基盤整備機構 ○海技教育機構 ○航空大学校 ○自動車技術総合機構 ○鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ○国際観光振興機構 ○水資源機構 ○自動車事故対策機構 ○空港周辺整備機構 ○都市再生機構 ○奄美群島振興開発基金 ○日本高速道路保有・債務返済機構 ○住宅金融支援機構 ○環境再生保全機構 ○国際農林水産業研究センター
国立 研究 開発法人	○日本医療研究開発機構 ○情報通信研究機構 ○物質・材料研究機構 ○防災科学技術研究所 ○量子科学技術研究開発機構 ○科学技術振興機構 ○理化学研究所 ○宇宙航空研究開発機構 ○海洋研究開発機構	○日本原子力研究開発機構 ○医薬基盤・健康・栄養研究所 ○国立がん研究センター ○国立循環器病研究センター ○国立精神・神経医療研究センター ○国立国際医療研究センター ○国立成育医療研究センター ○国立長寿医療研究センター ○農業・食品産業技術総合研究機構	○森林研究・整備機構 ○水産研究・教育機構 ○産業技術総合研究所 ○新エネルギー・産業技術総合開発機構 ○土木研究所 ○建築研究所 ○海上・港湾・航空技術研究所 ○国立環境研究所
行政 執行法人	○国立公文書館 ○統計センター ○造幣局 ○国立印刷局 ○農林水産消費安全技術センター ○製品評価技術基盤機構 ○駐留軍等労働者労務管理機構		